

地方自治情報管理概要

~電子自治体の推進状況(平成26年4月1日現在)~

平成27年3月

総務省 自治行政局 地域情報政策室

目 次

I	は	はじめに
	1	
	2	近年の電子自治体推進の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	3	本書の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Π	調	香 香 香 香
É	育 1	節電子自治体の推進体制等
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	情報主管課の経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
Ś	育2	節 電子自治体の基盤の整備
	1	
		(1) 一人一台パソコンの整備状況
		(2) 庁内LANの整備状況
	2	
	3	LGWANとの接続形態・・・・・・・・・・・15
É	育3	節 行政サービスの向上・高度化
	1	
	2	
	3	2 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	4	
	5	
		(1) 行政手続のオンライン化計画及びオンライン利用促進計画の策定状況 (2) 行政手続をオンライン化するための通則条例の制定
		(3) e-文書条例の制定
		(4) 行政手続をオンライン化するためのシステムの導入
		(5) 行政手続でオンライン化するためのシステムの等人 (5) 行政手続の各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用
		(6) オンライン利用実績
		(7) オンライン利用の促進等に向けて講じた措置
	6	
	7	and the second s
	•	(1) 統合型地理情報システム(統合型GIS)の整備
		(2) 個別型地理情報システム(個別型GIS)の整備
		(3) GISの整備方法及び活用状況

舅	§ 4	節 業務・システムの効率化	
	1	複数の地方公共団体による業務システムの共同化(共同利用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 33
		(1) 各種オンラインシステムの共同利用	
		(2) 自治体クラウドの導入のための協議会等への参加可否について	
		(3) クラウド技術及び外部のデータセンターを活用した情報システム(基幹系業務)の利用	
	2		
	3	地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステム導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••40
	4		••42
穿	₹5	節 情報セキュリティ対策の実施状況	
	1		
	2		
	3	情報セキュリティ対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••47
		(1) 物理的セキュリティ対策の実施	
		(2) 人的セキュリティ対策の実施	
		(3) 技術的セキュリティ対策の実施	
	4		
	5		
	6	情報システムに関する業務継続計画(ICT-BCP)の策定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••51
Ш]人情報保護対策	
貿	¥ 1	節 条例制定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1		
	2	2414 1 MC II (=) 1 / 0 / 0 / 0 / 0	
貿	§ 2	節 目的外使用等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
舅	₹3	節 実施機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
貿	§ 4	節 個人情報保護に関する体制整備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	1	100 - 114 10 11 100 100 100 100 100 100 100 1	
	2		••81
	3		
	4		
	5	過剰反応対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••83
凡	例	J	••84
参考	<u>*</u> :	電子自治体に関する近年の主要な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••87

I はじめに

1 地方公共団体における行政情報化・IT戦略の経緯

地方公共団体における情報通信技術を用いた行政情報化は、昭和35年に大阪市に電子計算機が 導入されたことに始まる。電子計算機は、翌36年には京都市に導入され、都道府県では、昭和38 年に東京都及び神奈川県に導入された。この背景には、日本経済の急激な成長に伴う行政需要の 飛躍的な増大と大都市地域における新規職員の採用難等の事情があった。昭和30年代、行財政の 効率的な運営のための取組が強化され、各地方公共団体は、窓口事務の一本化、事務処理に関す る組織・機構等の改善を推進する一方、事務処理への機械導入による合理化を積極的に進めた。

昭和40年代に入ると、地方公共団体において電子計算機が積極的に活用されることとなり、大都市に限らず、全国的に利用・導入が進み、事務処理の迅速化、効率化に大きく貢献することとなった。また、税務事務における事務処理システムの開発や市町村における住民記録システムの実施、(財)地方自治情報センターの発足等、現在の地方行政の実務で用いられている各種の情報処理システムや仕組みの基本が構築された。

昭和50年代は、40年代末期におけるわが国経済の構造的変化から、国・地方を通じて財政悪化が深刻化したため、多くの地方公共団体では、事務処理の合理化から効率的な事務処理機器、特に電子計算機の導入利用が積極的に推し進められた。また、地方公共団体における情報処理機器の利用を処理業務の内容及びシステムの面からみると、汎用電子計算機においては、当初の各種統計、税務、給与等の大量・定型業務を中心とした集中処理から少量・多種・非定型業務へと適用範囲が拡大し、内部事務の効率化に留まらず、住民に対する行政サービスの向上に直接利用されるようになった。

昭和60年代から平成になり、庁内LAN等の情報通信ネットワークの整備が進むとともに、衛星通信、CATV、ICカード等の新しいメディア(ニューメディア,マルチメディア)を活用した地域情報化施策が進められるようになった。

設置台数 1.575.010 1,600,000 - 都道府県 489 316 1,400,000 ━ 市区町村 1.310.184 1.153.410 1.200.000 1,173,761 1,000,000 924.915 800,000 743.912 600.000 501.312 465.895 522,578 426,692 450,597 383,435 466,729 478,570 400,000 319.915 3 **▼** 263,791 228,912 ₅₄ 200,000 105.527 169.354 53,189 1,374^{17,081}

パソコンの設置状況の変遷

21世紀になり、政府はIT戦略を策定し、官民の総力をあげてIT化を推進していくことになった。 平成13年1月に、IT戦略本部は「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となる」ことを目標とした「e-Japan戦略」を策定し、ブロードバンド等のIT基盤の整備などを推進した。このような中で、 地方公共団体におけるパソコンの設置台数も急速に増加した。さらに、平成15年7月に、IT戦略本 部は「e-Japan戦略 II」を策定し、医療、行政サービス等の7分野でITの利活用に向けた先導的な 取組を推進した。電子政府・電子自治体は、いずれの戦略においても重点分野の一つとして位置 付けられ、「e-Japan戦略」では平成15年度までに「電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現」 することを、また、「e-Japan戦略 II」では「重複投資は徹底排除、行政の透明性を高め、民の参 画を促進」することを目標としていた。

これらのIT戦略を受け、総務省においても、平成13年10月に「電子政府・電子自治体推進プログラム」を、平成15年8月に「電子自治体推進指針」を策定し、電子自治体の基盤整備、行政サービスの向上、行政の効率化、地域の課題解決、情報セキュリティの確保に向けた各種の施策を講じてきた。その結果、各団体におけるIT基盤であるホームページや庁内LAN、また、LGWANや住民基本台帳ネットワーク、公的個人認証などの全国的な電子自治体の基盤が整備されるとともに、CIOの任命や電子自治体推進計画等の策定などの庁内推進体制が強化されてきた。また、多くの団体で電子申請、電子入札などの行政サービスのオンライン化が実現し、共同アウトソーシングによる業務・システムの効率化に向けた取組も全国的に展開されてきた。

平成18年、IT戦略本部は、新たなIT国家戦略として「IT新改革戦略ーいつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できる社会の実現ー」を定め、電子行政については、「世界一便利で効率的な電子行政ーオンライン申請率50%達成や小さくて効率的な政府の実現ー」を図ることが目標とされた。総務省では、これらの戦略・計画を踏まえ、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を、平成19年3月には「新電子自治体推進指針」を策定し、地方公共団体におけるオンライン利用促進の取組の推進に取り組んできた。また、平成20年8月にはICT部門の業務継続計画(ICT-BCP)を策定するなど、情報セキュリティ対策の強化にも取り組んだ。

平成22年5月、IT戦略本部は「新たな情報通信技術戦略」を公表し、新たな国民主権の社会を確立するため重点戦略(3本柱)と目標を設定した。同戦略の中で「国民本位の電子行政の実現」が1つの柱とされ、その具体的取組として、自治体クラウドによる情報システムの統合・集約化が位置付けられた。自治体クラウドの導入は行政コストの大幅な圧縮、実質的な業務の標準化の進展等が図られるとともに、災害時の業務継続も図られることから、有効な取組である。総務省においては、地方公共団体がASP・SaaSを導入する際に留意すべき点等をとりまとめたガイドラインの公表(平成22年4月)や自治体クラウド開発実証事業(平成21年~22年)を実施した。

また、平成22年7月末には、自治体クラウドを総合的かつ迅速に展開するため、総務大臣を本部長とする「自治体クラウド推進本部」を設置し、自治体クラウドの全国展開に向けた具体的な検討を行った。その後、平成25年2月には地域の元気創造本部を発足させ、その中でクラウドを活用した官民通じた業務の効率化を目指している。

平成23年度からは、地方公共団体における円滑な自治体クラウド導入を支援するため、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた取組に対して特別交付税措置を講じることとした。

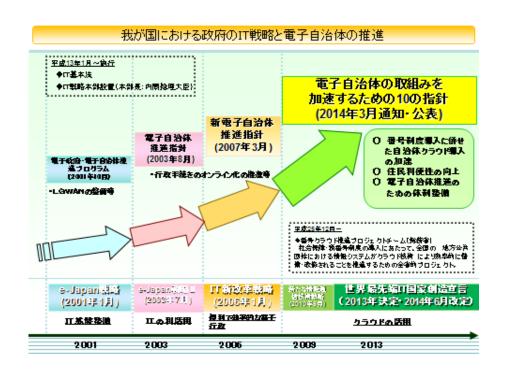
また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けて、平成24年1月から「災害に強い電子自治体に関する研究会」を開催し、大災害が発生した場合の地方公共団体の業務継続及び住民へのサービス提供の観点から検討を行い、平成25年5月に地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画 (ICT-BCP) 初動版サンプルほかを公表した。

2 近年の電子自治体推進の取組

平成25年5月には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等が成立した。また、政府の新たなIT戦略として、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、地方公共団体の具体的な取組みとして、自治体クラウドについて、今後4年間を集中取組期間と位置付け、番号制度の導入と併せて共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速するとされ、「経済財政運営と改革の基本方針〜脱デフレ・経済再生〜」(平成25年6月閣議決定)においても、自治体クラウドの取組を加速させることとされた。

総務省では、これらの戦略等を受けて7年ぶりに電子自治体推進指針である「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」を策定した。これまでの指針がICTの進展や動向等について広く地方公共団体に情報提供することを目的の一つとしていたのに対し、「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」は、「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえた番号制度の導入に併せた自治体クラウド導入の加速を最優先課題と位置付け、行政情報システムの改革に関して地方公共団体に期待される具体的な取組みを提示することに重点を置いた。

10の指針策定後、平成26年6月24日に「経済財政運営と改革の基本方針2014」、「「日本再興戦略」改訂2014」、「世界最先端IT国家創造宣言」(改定)がそれぞれ閣議決定され、これらにおいても、地方公共団体におけるクラウド化の加速等に関し、クラウド化市区町村の倍増や、情報システムの運用コストの3割減を目指すことが盛り込まれるなど、電子自治体の推進は引き続き政府の重要施策の1つとして位置付けられている。



3 本書の概要

このような背景の下、本書は、地方公共団体における行政情報化の推進状況について、都道府県47団体、市区町村1,742団体を対象に実施した調査の結果を平成26年4年1日現在の状況として取りまとめたものである。なお、当概要及びそれぞれの調査項目の個別データ(一部を除く。)については総務省のホームページに掲載しているので、適宜参考にされたい。

Ⅱ 調査結果

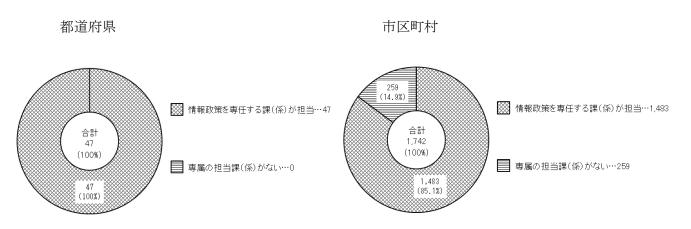
第1節 電子自治体の推進体制等

1 電子自治体の推進体制

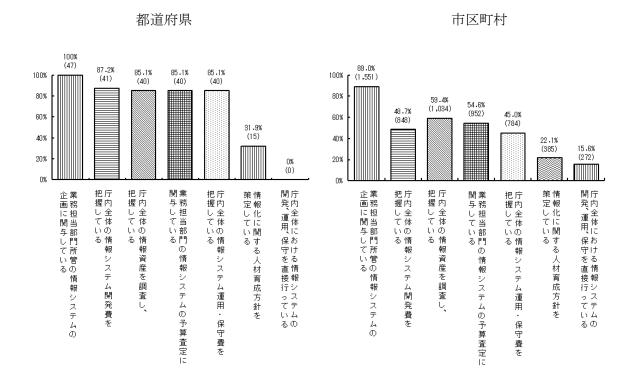
電子自治体の推進について、情報主管課(係)が担当しているのは、都道府県では全団体、市区町村では1,483団体(85.1%)であった(第1図)。

情報主管課(係)の役割として、「業務担当部門所管の情報システムの企画に関与している」ものが最も多く、都道府県では全団体、市区町村では1,551団体(89.0%)であった(第2図)。

第1図 電子自治体の推進体制



第2図 情報主管課(係)の役割(複数回答)



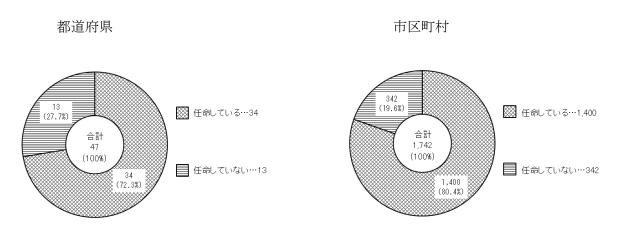
2 CIO (情報化統括責任者) の任命

都道府県(34団体中)

CIO(情報化統括責任者)については、都道府県では34団体(72.3%)、市区町村では1,400団体(80.4%)が任命している(第3図)。また、CIOの役職は、都道府県では副知事が18団体(52.9%)と最も多く、市区町村においても副市区町村長が1,086団体(77.6%)と最も多かった(第4図)。

また、CIOの役割については、「情報システム関係の企画に関与している」ものが都道府県21団体 (61.8%)、市区町村779団体 (55.6%) と最も多かったが、他の項目と大きな差違はなかった (第5図)。

第3図 СІОの任命の有無



第4図 СІОの役職

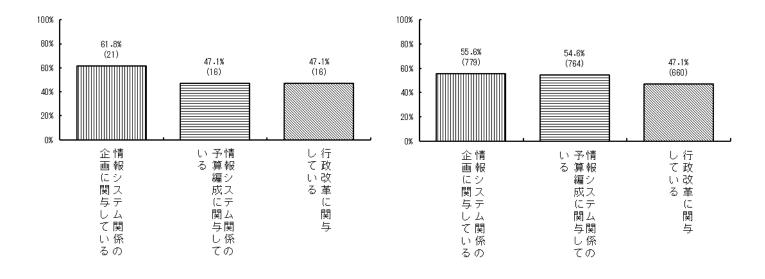
市区町村(1,400団体中)

95 126 (9.0%) (8.8%) (0.4%) (6.8%) 87 ₩ 知事…3 ₩ 市区町村長…126 (11.8%) ■ 副知事…18 副市区町村長…1,086 4 (11.8%) 部局長級…87 部局長級…5 合計 合計 1.400 課長級…0 (100%) 課長級…95 5 (14.7%) 18 (52.9%) 外部人材を任用…4 ₩ 外部人材を任用…0 1,086 (77.6%) ⊞ その他…4 ─ その他…6

第5図 CIOの役割等(複数回答)

都道府県(34団体中)

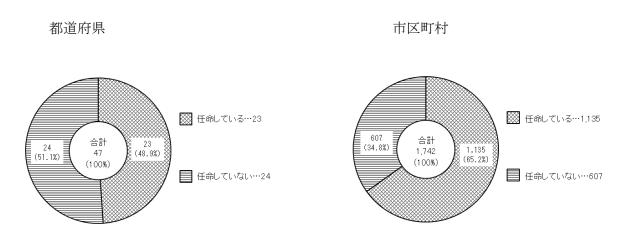
市区町村(1,400団体中)



3 CIO補佐官(ネットワーク管理者を含む)の任命

CIO補佐官については、都道府県では23団体(48.9%)、市区町村では1,135団体(65.2%)が任命している(第6図)。また、CIO補佐官の役職については、都道府県では課長級が8団体(34.8%)と最も多く、市区町村においても課長級が663団体(58.4%)と最も多かった(第7図)。

第6図 СІО補佐官の任命の有無



第7図 СІО補佐官の役職

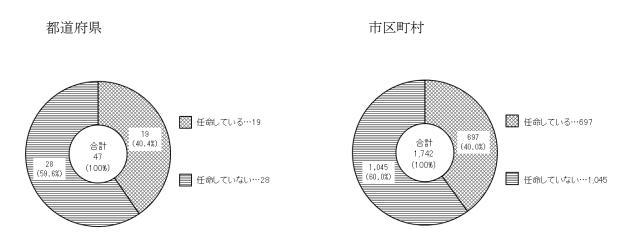
市区町村(1,135団体中) 都道府県(23団体中) 37 (3.3%) 52 (4.6%) 66 (5.8%) 1 (4.3%) ₩ 副知事…1 ■市区町村長…66 3 (13.0%) ■ 部局長級…5 部局長級…317 5 (21.7%) 317 (27.9%) 合計 課長級…8 1,135 課長級…663 6 (26.1%) (100%) (100%) 外部人材を任用…6 外部人材を任用…37 663 (58.4%) 8 (34.8%) ■ その他…3 █ その他…52

4 CISO (最高情報セキュリティ責任者) の任命

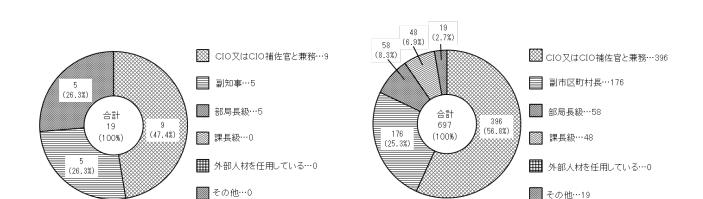
都道府県(19団体中)

CISOについては、都道府県では19団体(40.4%)、市区町村では697団体(40.0%)が任命している(第8図)。また、CISOの役職については、都道府県ではCIO又はCIO補佐官と兼務が9団体(47.4%)と最も多く、市区町村においてもCIO又はCIO補佐官と兼務が396団体(56.8%)と最も多かった(第9図)。

第8図 CISOの任命の有無



第9図 CISOの役職



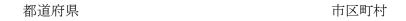
市区町村(697団体中)

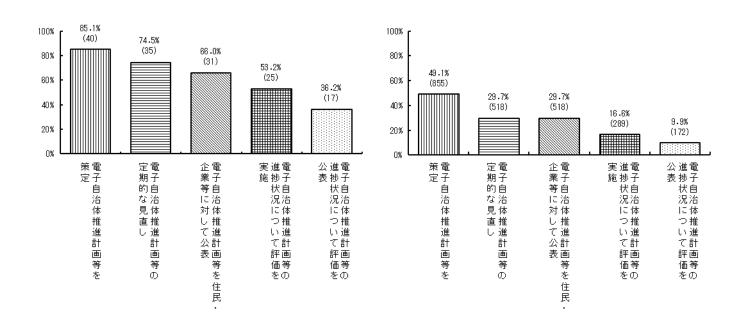
5 電子自治体推進計画等の策定等

「電子自治体推進計画等を策定」している団体は、都道府県では40団体(85.1%)、市区町村では855団体(49.1%)であった。

また、「電子自治体推進計画等を住民・企業等に対して公表」している団体は、都道府県では31団体 (66.0%)、市区町村では518団体 (29.7%)であり、「電子自治体推進計画等の定期的な見直し」を行っている団体は、都道府県では35団体 (74.5%)、市区町村では518団体 (29.7%)であった。

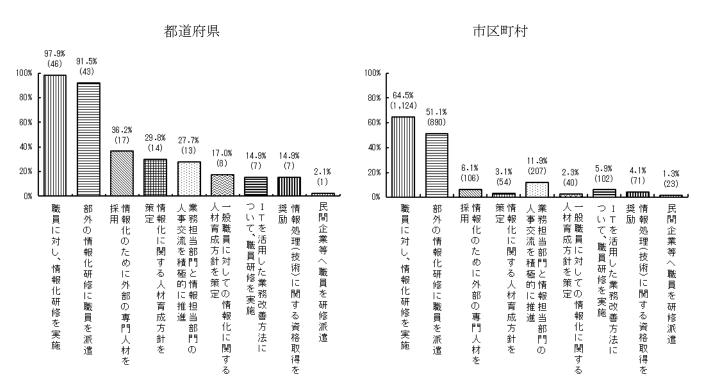
第10図 電子自治体推進計画等の策定等(複数回答)





6 情報化についての職員の人材育成等

「職員に対し、情報化研修を実施している」団体は、都道府県では46団体(97.9%)、市区町村では1,124団体(64.5%)であった。また、「部外の情報化研修に職員を派遣」している団体は、都道府県では43団体(91.5%)、市区町村では890団体(51.1%)であった。



第11図 情報化についての職員の人材育成等の実施状況(複数回答)

7 情報主管課の職員・要員数

情報主管課の職員数は、都道府県では1,235人、市区町村では10,458人であった。 また、外部委託等による要員人員のうち、常駐要員は都道府県では495人、市区町村では2,150人であった。

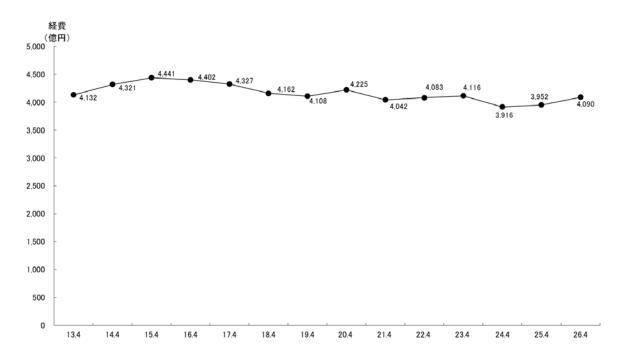
	所属職員人数	外部委託等による要員人数	外部委託等による要員人数の うち常駐要員	습計			
都道府県	1,235	825	495	2,060			
市区町村	10,458	3,712	2,150	14,170			
総数	11,693	4,537	2,645	16,230			

第1表 情報主管課の職員・要員数

8 情報主管課の経費

情報主管課における経費は、都道府県541億円、市区町村3,549億円で合計4,090億円であった。

第12図 情報主管課の経費の状況



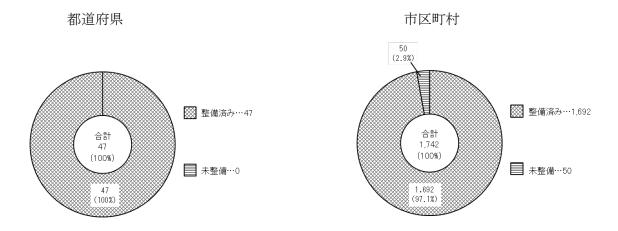
第2節 電子自治体の基盤の整備

1 機器構成及び庁内LANの整備

知事・市長部局(本庁舎)において、一人一台パソコンが整備されている団体は、都道府県では全団体、市区町村では1,692団体(97.1%)であった。

(1) 一人一台パソコンの整備状況

第13図 一人一台パソコンの整備状況



(2) 庁内LANの整備状況

第2表 庁内LANの整備状況

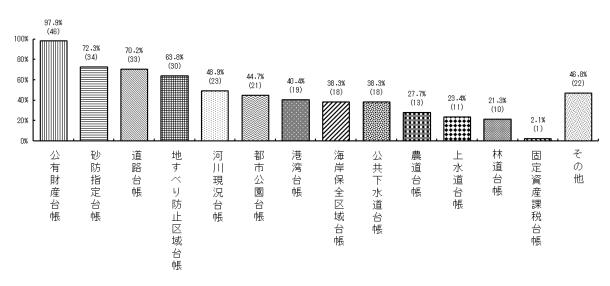
		団体区分							市区	町村						
項目		都道府県		特別区		政令指定都市		市 (政令指令都市を 除く)		町村		小計		合計		
団体数			47	7	2	3	2	0	77		92	9	1,7	42	1,7	89
	運用団体数		47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	928	99.9%	1,741	99.9%	1,788	99.9%
	外部接続の有無		47	100.0%	23	100.0%	19	95.0%	764	99.2%	920	99.0%	1,726	99.1%	1,773	99.1%
外部接続		インターネット	46	97.9%	23	100.0%	19	95.0%	746	96.9%	883	95.0%	1,671	95.9%	1,717	96.0%
21部技術	外部接続先	団体内公共施設	36	76.6%	17	73.9%	16	80.0%	697	90.5%	767	82.6%	1,497	85.9%	1,533	85.7%
		その他	6	12.8%	1	4.3%	4	20.0%	128	16.6%	146	15.7%	279	16.0%	285	15.9%
	イント	ラネット	47	100.0%	22	95.7%	20	100.0%	763	99.1%	856	92.1%	1,661	95.4%	1,708	95.5%
	電子	ナメール	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	916	98.6%	1,729	99.3%	1,776	99.3%
	電子	掲示板	47	100.0%	23	100.0%	19	95.0%	751	97.5%	817	87.9%	1,610	92.4%	1,657	92.6%
	スケジョ	ール管理	46	97.9%	23	100.0%	19	95.0%	754	97.9%	856	92.1%	1,652	94.8%	1,698	94.9%
	施設	等管理	45	95.7%	21	91.3%	19	95.0%	675	87.7%	737	79.3%	1,452	83.4%	1,497	83.7%
	文		42	89.4%	21	91.3%	20	100.0%	470	61.0%	427	46.0%	938	53.8%	980	54.8%
LANの機能	電	子会議	35	74.5%	8	34.8%	11	55.0%	290	37.7%	242	26.0%	551	31.6%	586	32.8%
L711VV/IXHE	電子決裁		41	87.2%	21	91.3%	20	100.0%	316	41.0%	151	16.3%	508	29.2%	549	30.7%
	ファイルの共有		47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	769	99.9%	914	98.4%	1,726	99.1%	1,773	99.1%
	プリン	タの共有	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	767	99.6%	925	99.6%	1,735	99.6%	1,782	99.6%
	Vol	P対応	13	27.7%	7	30.4%	7	35.0%	311	40.4%	204	22.0%	529	30.4%	542	30.3%
	会議室予約		47	100.0%	23	100.0%	19	95.0%	758	98.4%	821	88.4%	1,621	93.1%	1,668	93.2%
	GIS		33	70.2%	18	78.3%	18	90.0%	542	70.4%	377	40.6%	955	54.8%	988	55.2%
	その他		6	12.8%	7	30.4%	4	20.0%	85	11.0%	46	5.0%	142	8.2%	148	8.3%
	システ	ム管理者	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	745	96.8%	846	91.1%	1,634	93.8%	1,681	94.0%
	ファイア	ーウォール	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	761	98.8%	900	96.9%	1,704	97.8%	1,751	97.9%
	運用管理規程		45	95.7%	23	100.0%	19	95.0%	641	83.2%	607	65.3%	1,290	74.1%	1,335	74.6%
	障害時マニュアル		46	97.9%	22	95.7%	19	95.0%	484	62.9%	422	45.4%	947	54.4%	993	55.5%
運用管理状況	利用	者研修	45	95.7%	23	100.0%	20	100.0%	653	84.8%	572	61.6%	1,268	72.8%	1,313	73.4%
	ウィル	ンス対策	47	100.0%	23	100.0%	20	100.0%	770	100.0%	925	99.6%	1,738	99.8%	1,785	99.8%
	運用管理体制	自己	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	146	19.0%	206	22.2%	353	20.3%	353	19.7%
		委託	11	23.4%	1	4.3%	4	20.0%	48	6.2%	95	10.2%	148	8.5%	159	8.9%
		併用	36	76.6%	21	91.3%	16	80.0%	576	74.8%	627	67.5%	1,240	71.2%	1,276	71.3%
	全ての	支所と接続	44	93.6%	22	95.7%	19	95.0%	641	83.2%	456	49.1%	1,138	65.3%	1,182	66.1%
庁内LANの	一部の支所のみ接続		3	6.4%	1	4.3%	1	5.0%	43	5.6%	86	9.3%	131	7.5%	134	7.5%
支所との接続	支所と接続	続していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.3%	19	2.0%	21	1.2%	21	1.2%
	支所がない		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	84	10.9%	367	39.5%	451	25.9%	451	25.2%

2 台帳の電子化

各種台帳の電子化については、都道府県では公有財産台帳が46団体(97.9%)、砂防指定台帳が34団体(72.3%)で電子化されており、市区町村では住民基本台帳が1,742団体(100%)、固定資産課税台帳が1,562団体(89.7%)で電子化されている。

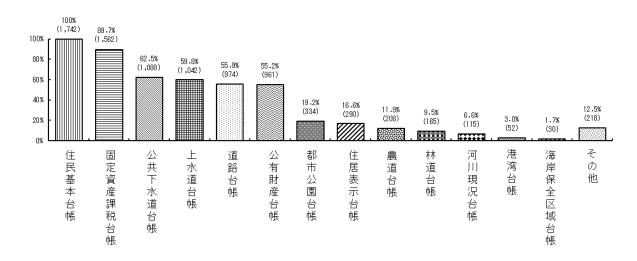
第14-1図 電子化されている台帳(複数回答)





第14-2図 電子化されている台帳(複数回答)

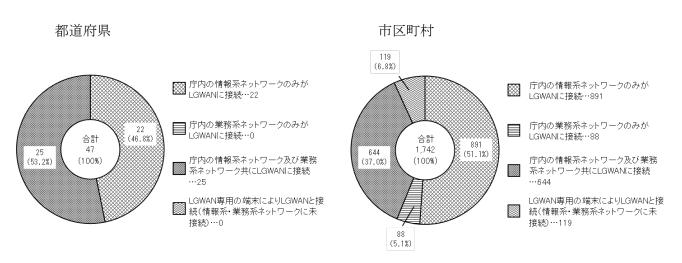
市区町村



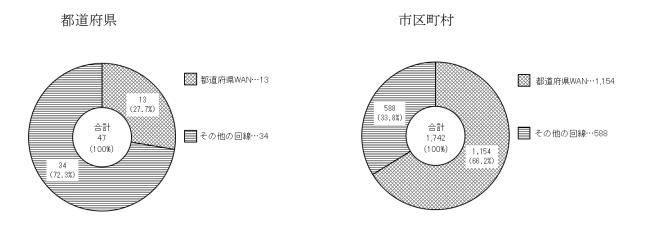
3 LGWANとの接続形態

LGWANとの接続形態については「庁内の情報系ネットワークのみが接続」が都道府県では 22 団体 (46.8%)、市区町村では 891 団体 (51.1%) であり、「庁内の情報系ネットワーク及び業務系ネットワーク共に接続」が都道府県では 25 団体 (53.2%)、市区町村では 644 団体 (37.0%) であった(第 15 図)。また、今後のアクセス回線の増強の予定がある団体は都道府県では 2 団体 (4.3%)、市区町村では 168 団体 (9.6%) であった(第 18 図)。

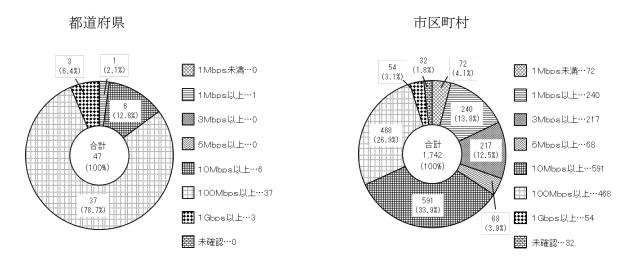
第15図 LGWANとの接続形態



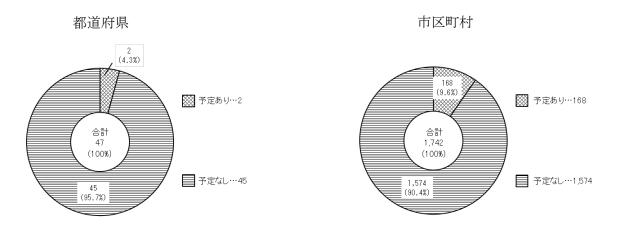
第16図 LGWANアクセス回線の種類



第17図 LGWANアクセス回線の回線速度



第18図 今後のLGWANアクセス回線の増強の予定

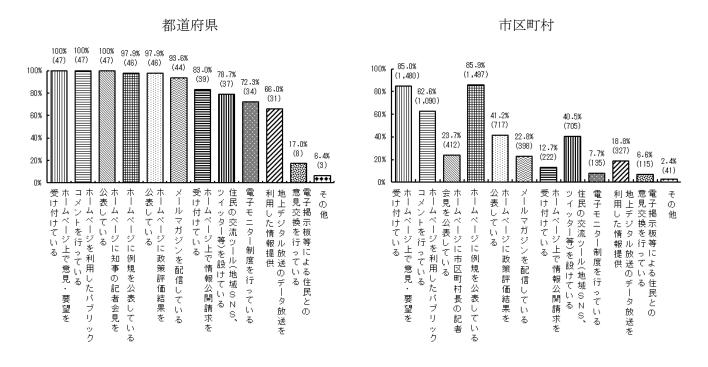


第3節 行政サービスの向上・高度化

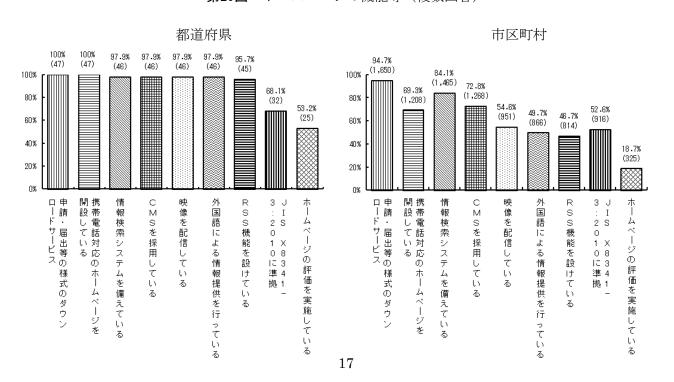
1 ホームページ等の状況

ホームページは、都道府県・市区町村ともに全団体で開設している。

第19図 ホームページ等での住民参画や行政の透明性確保(複数回答)

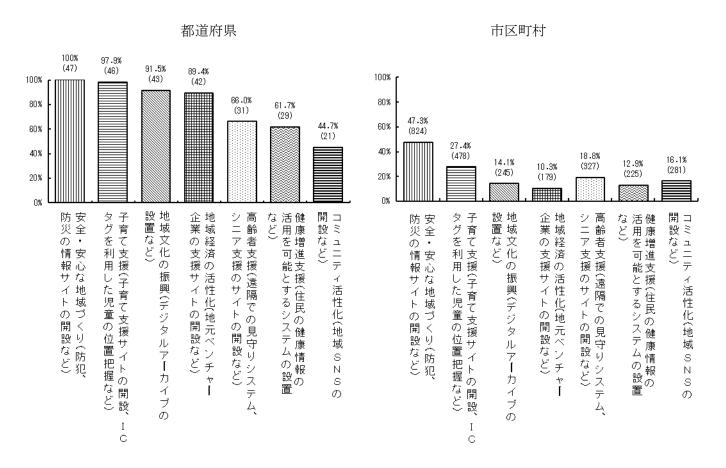


第20図 ホームページの機能等(複数回答)



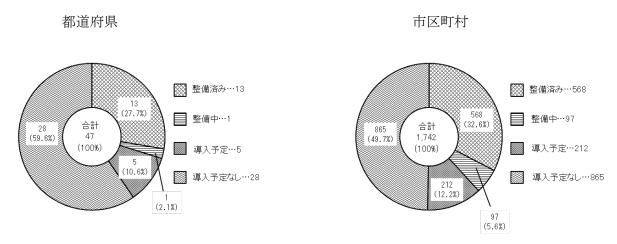
2 ICTを活用した地域の課題解決への取組状況

第21図 ICTを活用した地域の課題解決への取組状況(複数回答)



3 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況

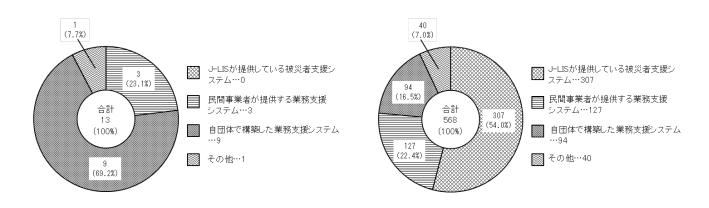
第22図 「災害時の被災者情報管理」業務システムの整備状況



第23図 「災害時の被災者情報管理」業務システムの種類

都道府県(13団体中)

市区町村(568団体中)

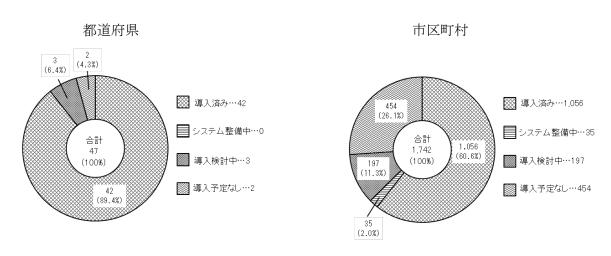


4 災害情報伝達手段の整備状況

防災情報システムを導入済みの団体は、都道府県では 42 団体 (89.4%)、市区町村では 1,056 団体 (60.6%) であった。(第 24 図)。

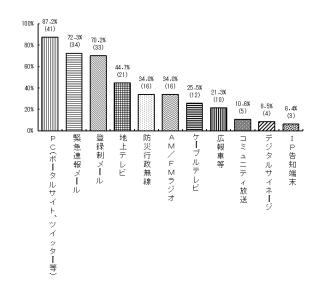
また、L アラート (公共情報コモンズ) を導入済みの団体は、都道府県では 20 団体 (42.6%)、市区町村では 473 団体 (27.2%) であった。(第 26 図)。

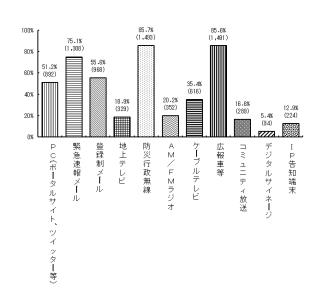
第24図 防災情報システムの導入状況



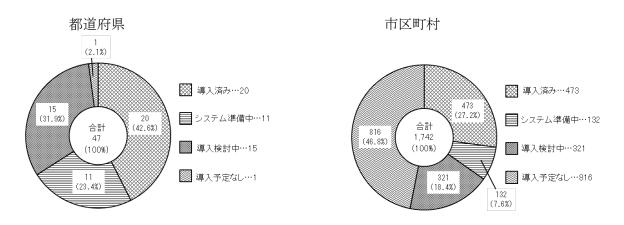
第25図 住民への災害情報伝達手段の導入状況(複数回答)

都道府県市区町村





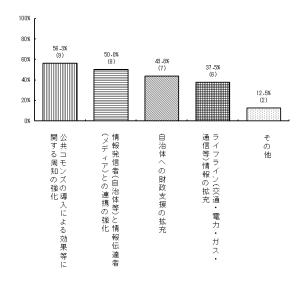
第26図 Lアラート(公共情報コモンズ)の取組状況

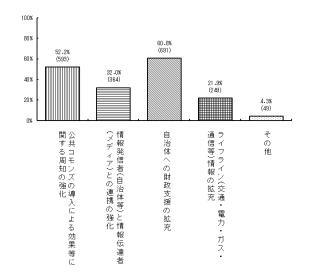


第27図 Lアラート(公共情報コモンズ)の導入に向けて必要と思われる取組(複数回答)

都道府県 (導入検討中、導入予定なし16団体中)中)

市区町村 (導入検討中、導入予定なし1,137団体

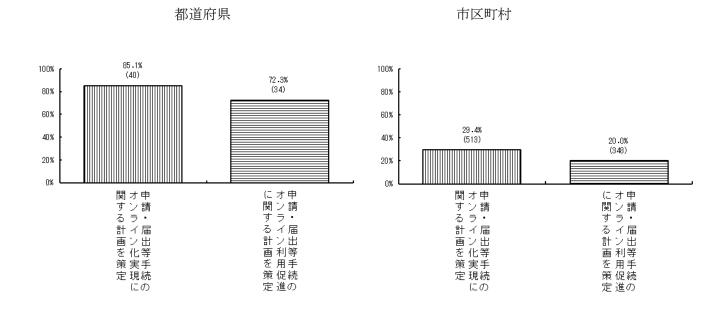




5 行政手続のオンライン化の推進状況

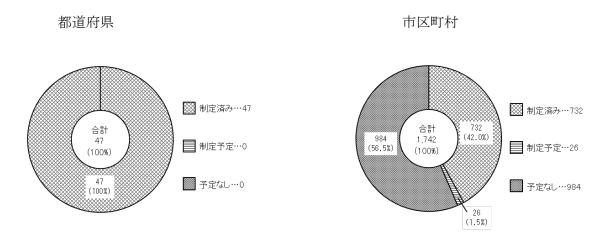
(1) 行政手続のオンライン化計画及びオンライン利用促進計画の策定状況 行政手続のオンライン化実現に関する計画を策定している団体は、都道府県では 40 団体 (85.1%)、市区町村では 513 団体 (29.4%) であった。 なお、オンライン利用促進に関する計画を策定している団体は、都道府県では 34 団体 (72.3%)、市区町村では 348 団体 (20.0%) であった。

第28図 行政手続のオンライン化に関する計画の策定状況(複数回答)



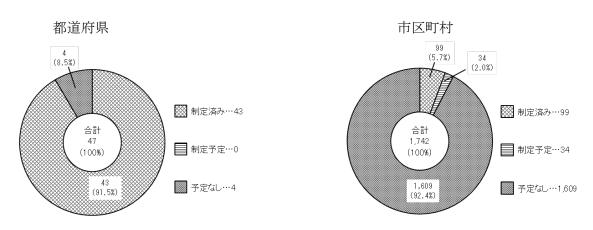
(2) 行政手続をオンライン化するための通則条例の制定 行政手続をオンライン化するための通則条例を制定済みの団体は、都道府県では全団体、市区町 村では732団体(42.0%)であった。

第29図 通則条例の制定状況



(3) e-文書条例の制定

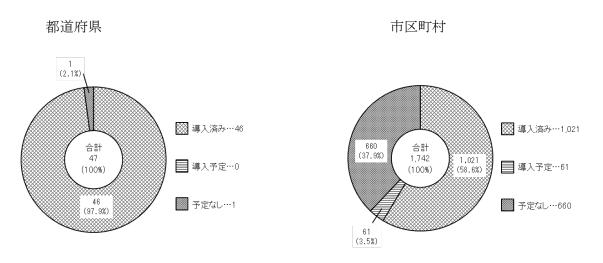
e-文書条例を制定済みの団体は、都道府県においては43団体(91.5%)、市区町村においては99 団体(5.7%)であった。また、市区町村においては34団体(2.0%)が、平成26年度以降の制定を 予定している。



第30図 e-文書条例の制定状況

(4) 行政手続をオンライン化するためのシステムの導入

申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムを導入している団体は、都道府県においては46団体(97.9%)、市区町村においては1021団体(58.6%)であった。



第31図 申請・届出等手続をオンライン化するためのシステムの導入状況

(5) 行政手続の各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用

各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用状況は、都道府県では、「公共事業にかかる電子入札」が 26 団体 (55.3%)、市区町村では、「図書館蔵書検索・予約」595 団体 (34.2%) と最も多かった。

市区町村

にかかる電子入札物品調達(非公共事

業

納手

|付数料等の歳入の|

99万件

119万件

77万件

32万件

53万件

24万件

7万件

8万件

3億6,733万件

図

]書館蔵書検索・予約

1.7%

0.2%

8.3%

35.5%

37.3%

9.4%

7.0%

0.3%

25.2%

0.1%

1.3%

45.2%

公共施設予約

第32図 各種オンラインシステムにおけるASP・SaaSの利用(複数回答)

図

|書館蔵書検索・予約

公共施設予約

100% 100% 80% 80% 55.3% (26)60% 60% 34.2% (595) 34.0% 31.9% (16) 23.9% 23.4% (11) 40% 21.3% 40% (15)(444) (416) 9.2% 20% 2.4% 20% (161)0%

(6) オンライン利用実績

産業廃棄物の処理、運搬の実績報告等

暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者選任届等

犬の登録申請、死亡届等

自動車税住所変更届等

港湾関係手続

職員採用試験申込

感染症調査報告等

後援名義の申請等

食品営業関係の届出

特定化学物質排出量届等

公文書開示請求

11

12

13

14

15

16

18

19

20

21

にかかる電子入札物品調達(非公共事業

業

入公札共

事業にかかる電子

都道府県

納手

付数

料等の歳入の電子

オンライン利用促進対象手続(総務省が平成18年7月に定めた「電子自治体オンライン利用促進 指針」において選定)の平成25年度のオンライン利用率は、45.2%である。

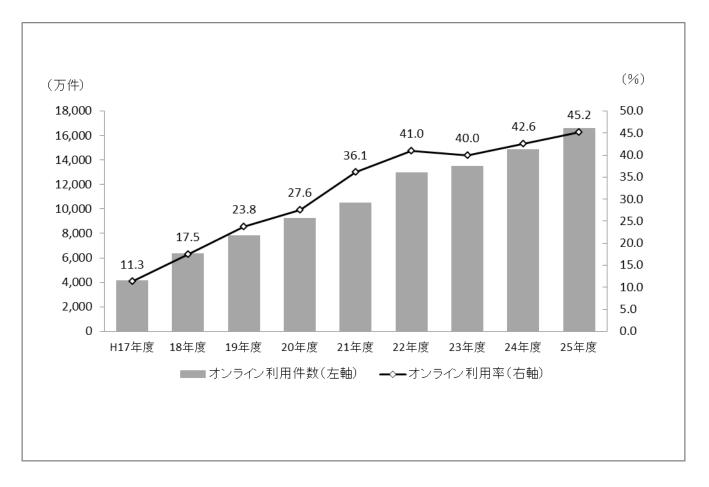
入札公共事業にかかる電子

冏 件 手続の類型 オンライン利用率 図書館の図書貸出予約等 1億2,784万件 59.4% 文化・スポーツ施設等の利用予約等 54.7% 粗大ごみ収集の申込 3.008万件 6.7% 1.358万件 3.1% 水道使用開始届等 8,578万件 38.5% 地方税申告手続(eLTAX) 入札参加資格審査申請等 241万件 33.2% 199万件 10.5% 道路占用許可申請等 8 研修・講習・各種イベント等の申込 373万件 16.5% 9 浄化槽使用開始報告等 37万件 1.5% 54.7% 10 入札 121万件

第3-1表 オンライン利用実績

【出典】平成26年12月26日総務省通知「地方公共団体の行政手続等に係るオンライン利用状況について」

第3-2表 オンライン利用状況の推移

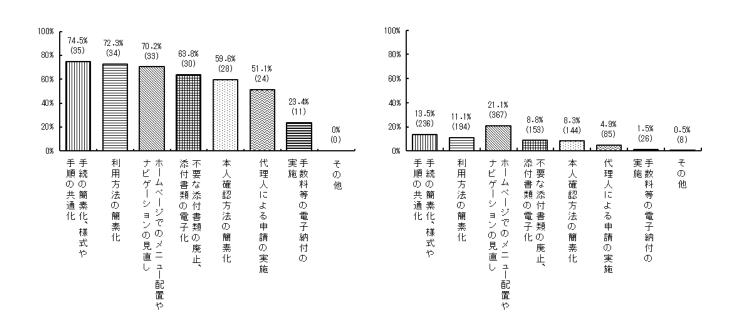


(注) オンライン利用率 (%) =オンライン利用件数/年間総手続件数×100 年間総手続件数は、オンライン実施団体における総手続件数と人口を元に算出した、全国における推 計値(平成20年度まではオンライン実施団体における総手続件数及び団体数により推計)。

(7) オンライン利用の促進等に向けて講じた措置

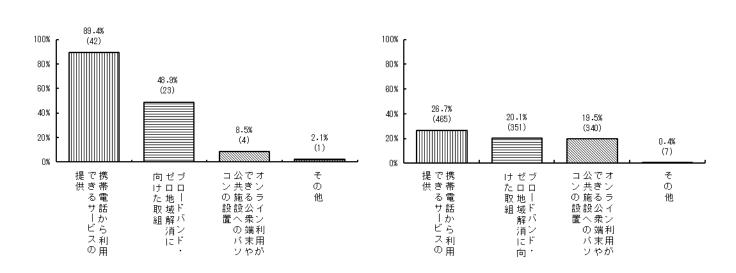
第33図 オンライン利用時の利便性向上のために講じた措置(複数回答)

都道府県市区町村



第34図 オンラインサービスの提供手段の改善のために講じた措置(複数回答)

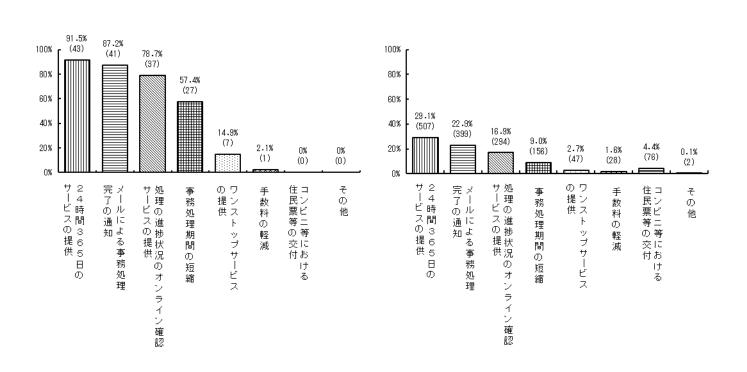
都道府県市区町村



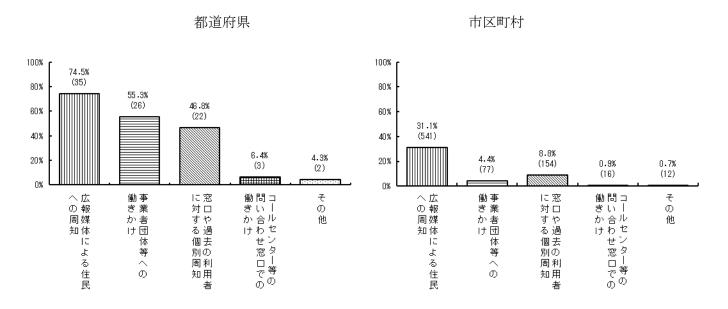
第35図 オンライン利用のメリットの拡大のために講じた措置(複数回答)

市区町村

都道府県



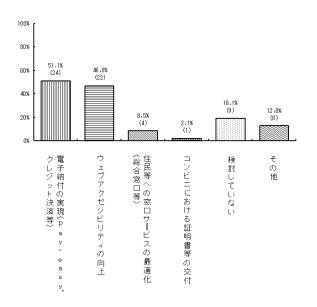
第36図 オンライン手続の広報・普及の強化のために講じた措置(複数回答)

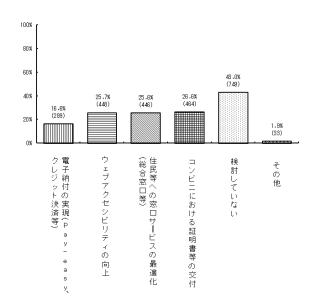


6 住民サービス向上への取組状況

第37図 現状の課題を解決するための方策 (新しいサービス) の検討状況 (複数回答)

都道府県 市区町村





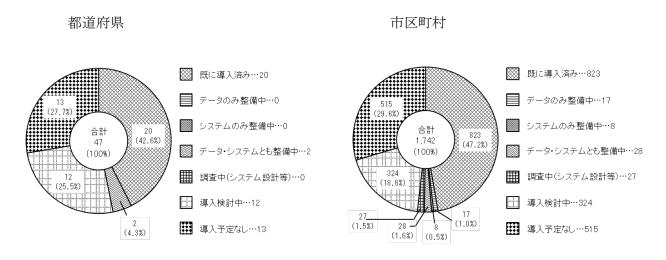
7 地理情報システム(GIS)の整備

(1)統合型地理情報システム(統合型GIS)の整備

ア 統合型GISへの取組状況

統合型GISを既に導入している団体は、都道府県では20団体(42.6%)、市区町村では823団体(47.2%)であった。

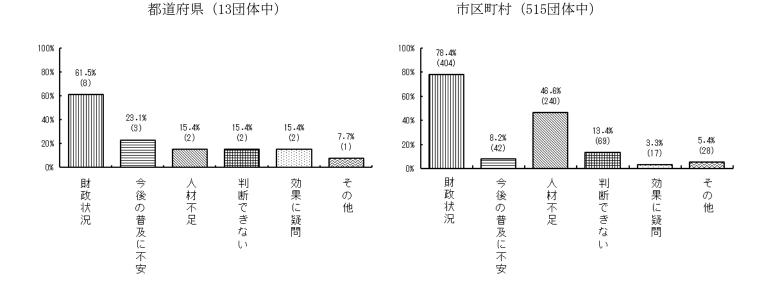
第38図 統合型GISへの取組状況



イ 統合型GISの取組について妨げとなっている原因

統合型GISの導入予定がない団体において、統合型GISの取組の妨げとなっている原因は、 都道府県では8団体(61.5%)、市区町村では404団体(78.4%)が「財政状況」であった。

第39図 統合型GISへの取組について妨げとなっている原因(複数回答)

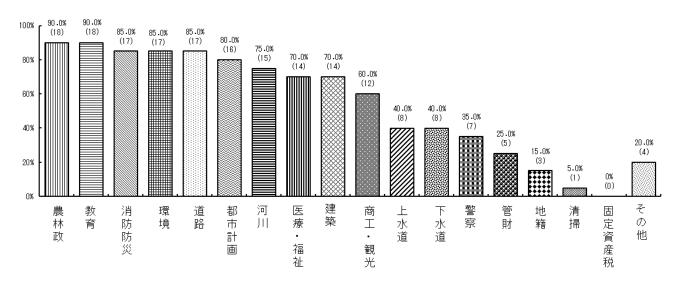


ウ 統合型GISの利用業務

統合型GISを導入している団体における利用業務は、都道府県では、「農林政」、「教育」業務が18団体(90.0%)と最も多く、市区町村では、「道路」業務が548団体(66.6%)と最も多かった。

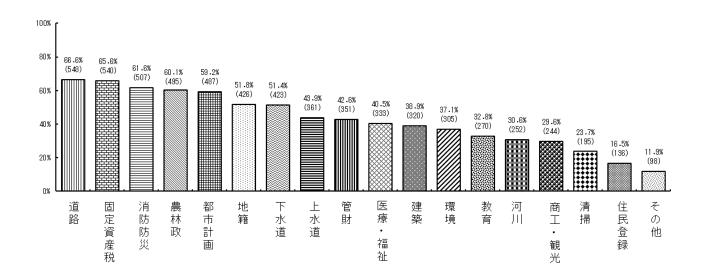
第40-1図 統合型GISの利用業務(複数回答)

都道府県(20団体中)



第40-2図 統合型GISの利用業務(複数回答)

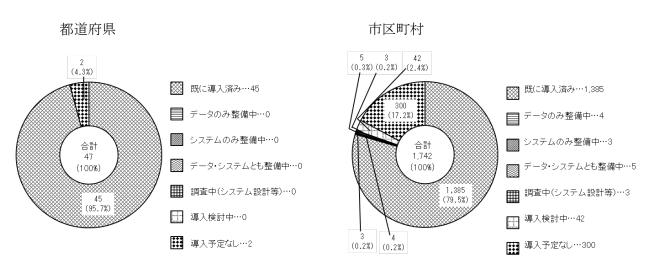
市区町村 (823団体中)



(2) 個別型地理情報システム(個別型GIS)の整備

ア 個別型GISへの取組状況

個別型GISを導入している団体は、都道府県では45団体(95.7%)、市区町村では1,385団体(79.5%)であった。



第41図 個別型GISへの取組状況

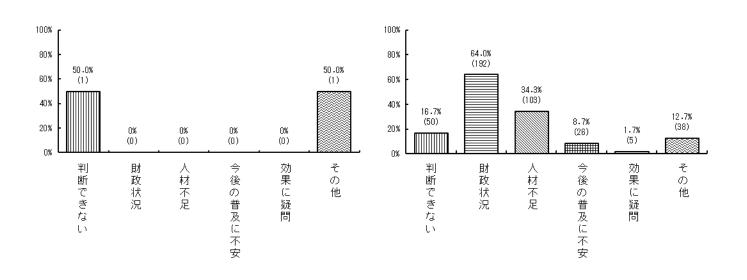
イ 個別型GISの取組について妨げとなっている原因

個別型GISの導入予定がない団体において個別型GISの取組の妨げとなっている原因は、市区町村では192団体(64.0%)が「財政状況」であった。

第42図 個別型GISへの取組について妨げとなっている原因(複数回答)

都道府県(2団体中)

市区町村(300団体中)

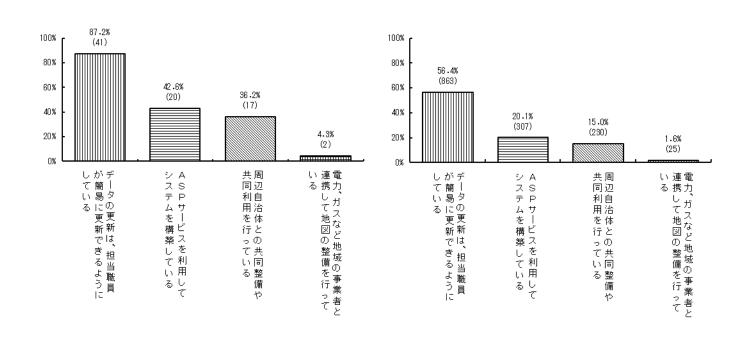


(2) GISの整備方法及び活用状況

第43図 GISの整備方法(複数回答)

都道府県 (GISを既に導入済みの47団体中)

市区町村 (GISを既に導入済みの1,531団体中)

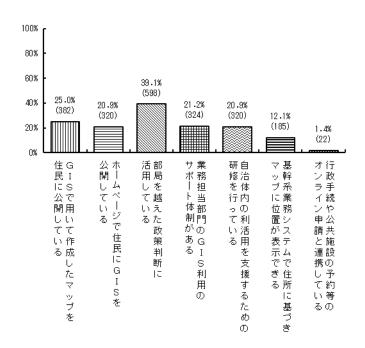


第44図 GISの活用状況(複数回答)

都道府県 (GISを既に導入済みの47団体中)

85.1% 100% (40) 80% 46.8% 46.8% 44.7% 60% (22)(22)(21)36.2% (17) 40% 6.4% 20% (3) 公開しているホームページで 住民に公開しているGISで用いて作成したマ 活用している部局を越えた政策判断 サポート体制がある業務担当部門のGI 研自 マ 基 オンライン申請と連携して行政手続や公共施設の予約 修を行っている。治体内の利活用を支援するため ッブに位置が表示できる幹系業務システムで住所に基づき -ムページで住民にG S利用 S を ത い等 るの

市区町村 (GISを既に導入済みの1,531団体中)



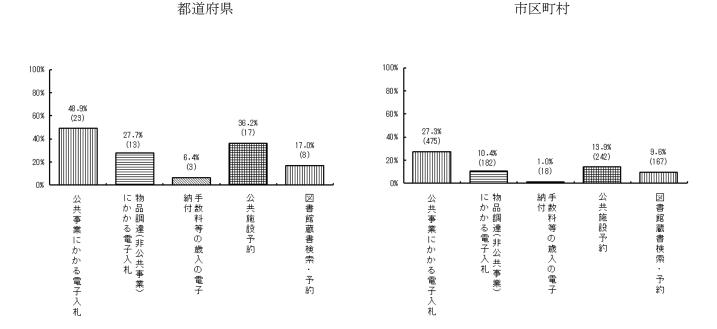
第4節 業務・システムの効率化

1 複数の地方公共団体による業務システムの共同化(共同利用)

(1) 各種オンラインシステムの共同利用

各種オンラインシステムの共同利用の状況については、「公共事業にかかる電子入札」が都道府県では23団体(48.9%)、市区町村では475団体(27.3%)と最も多かった。

第45図 各種オンラインシステムの共同利用



(2) 自治体クラウドの導入のための協議会等への参加可否について

自治体クラウド(複数の地方公共団体による基幹系情報システムの集約と共同利用の共同化)を 実施している協議会等に参加しているのは、都道府県では 19 団体 (40.4%)、市区町村では 722 団体 (41.4%) であった。

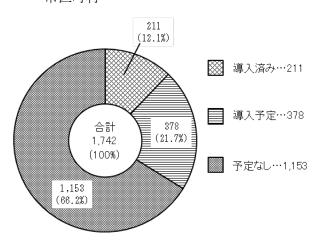
都道府県 市区町村 ≫ 参加している…19 ፟ 参加している…722 19 (40.4%) 722 (41.4%) 合計 슴計 1,742 47 28 (59.6%) (100%) (100%) 1,020 (58.6%) ■ 参加していない…28 ■ 参加していない…1,020

第46図 協議会等への参加状況

- (3) クラウド技術及び外部のデータセンターを活用した情報システム(基幹系業務)の利用 ※基幹系業務についてクラウド技術(ASP·SaaS、仮想化等)を活用し、情報システムを外部のデータ センター(庁舎別館や一部事務組合の施設等を除く。)にて運用している状況
 - ア 複数団体の協議に基づく共同による基幹系業務システムの導入

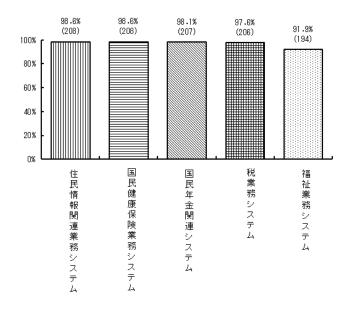
第47図 導入状況

市区町村

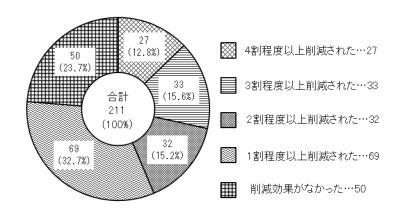


第48図 導入した業務システム

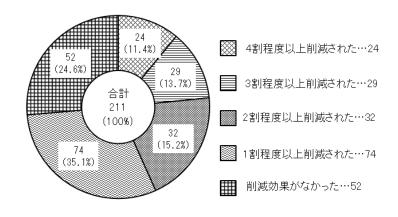
市区町村 (211 団体中)



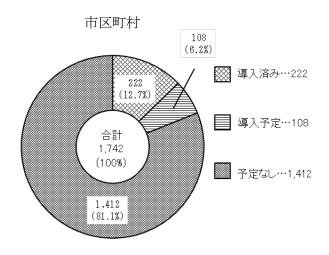
第49図 導入によるコスト削減効果(導入・運用コスト全体) 市区町村(211団体中)



第50図 導入によるコスト削減効果(運用コストのみ) 市区町村(211団体中)

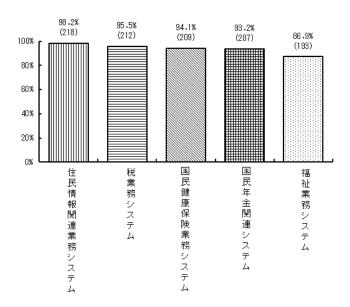


第51図 導入状況



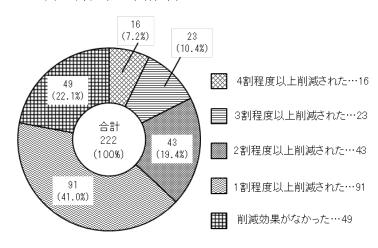
第52図 導入した業務システム

市区町村(222団体中)



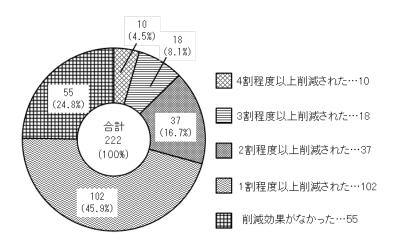
第53図 導入によるコスト削減効果(導入・運用コスト全体)

市区町村(222団体中)



第54図 導入によるコスト削減効果 (運用コストのみ)

市区町村 (222 団体中)



2 情報システムの最適化及びIT調達の適正化

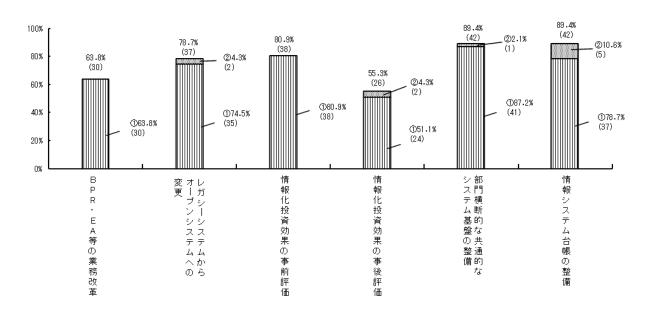
情報システムの最適化のため平成 25 年度までに講じている措置については、都道府県では「部門横断的な共通的なシステム基盤の整備」が 41 団体 (87.2%)、市区町村では「レガシーシステムからオープンシステムへの変更」が 943 団体 (54.1%) と最も多かった (第55-1 図、第55-2 図)。

また、I T調達の適正化のために講じた措置については、「各部署の I T調達に対する情報担当部署による支援・チェック体制の整備」が、都道府県においては全団体、市区町村においては 867 団体 (49.8%) と最も多かった(第 56-1 図、第 56-2 図)。

第55-1図 情報システムの最適化のために講じた措置



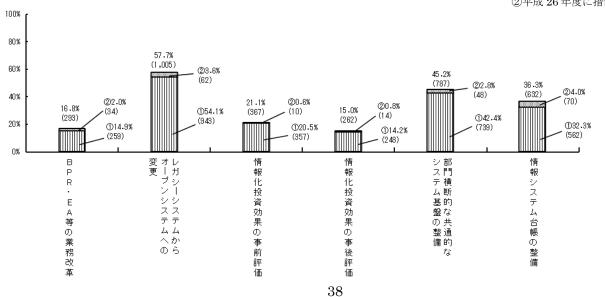
- ①平成 25 年度までに措置
- ②平成 26 年度に措置予定



第55-2図 情報システムの最適化のために講じた措置

市区町村

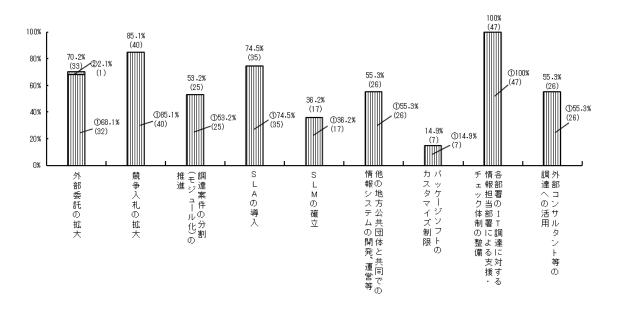
- ①平成 25 年度までに措置
- ②平成 26 年度に措置予定



第56-1図 IT調達の適正化のために講じた措置

都道府県

①平成 25 年度までに措置②平成 26 年度に措置予定

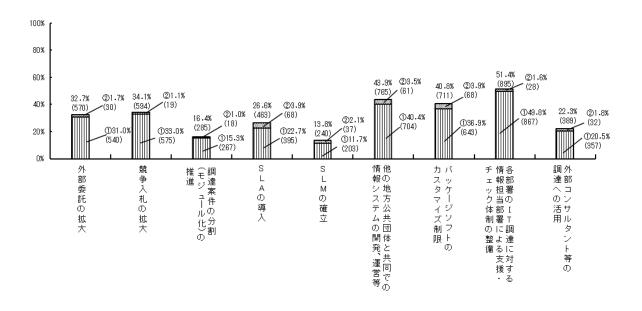


第56-2図 IT調達の適正化のために講じた措置

市区町村

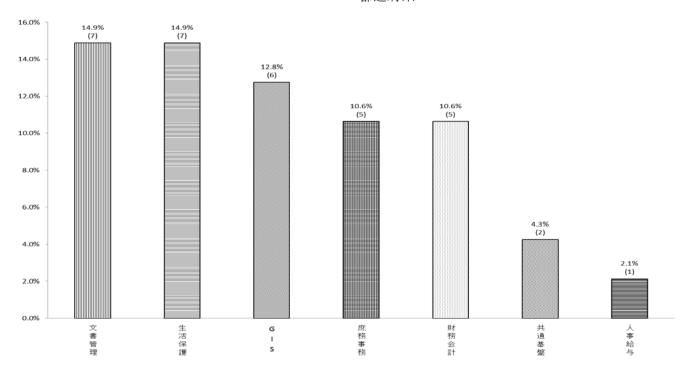
①平成 25 年度までに措置

②平成 26 年度に措置予定



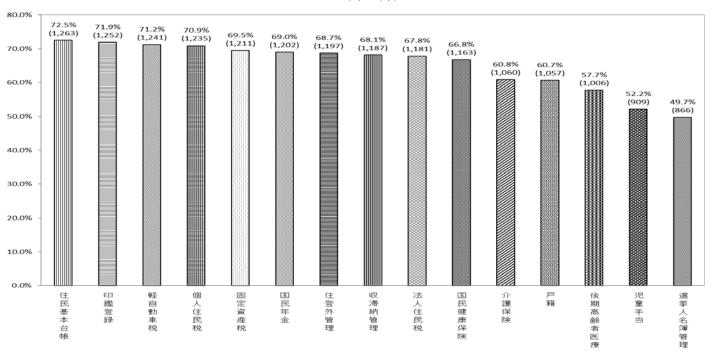
3 地域情報プラットフォーム標準仕様に準拠したシステム導入状況

第 57 図 システム導入状況 都道府県



※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位7システムを対象

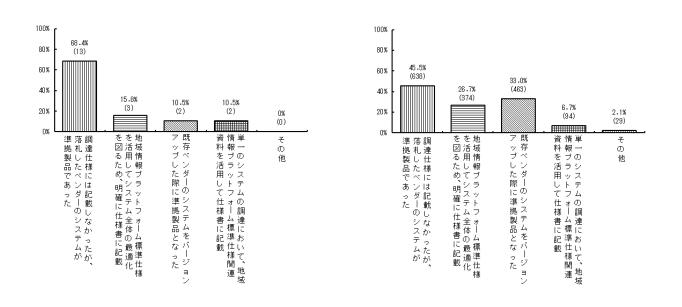
第58図 システム導入状況 市区町村



※導入済又は導入予定がある団体数が多い上位 15 システムを対象

第59図 システムの導入経緯(複数回答)

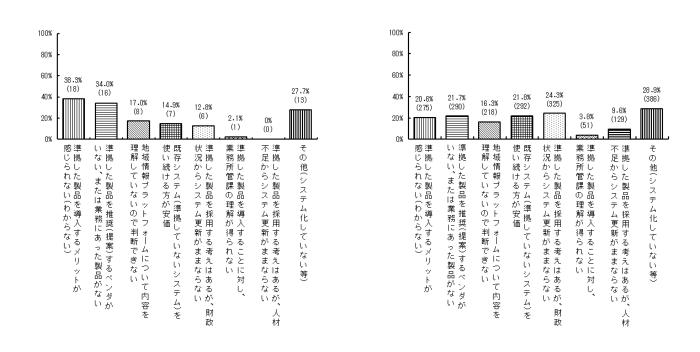
都道府県(導入済又は導入予定がある19団体中) 市区町村(導入済又は導入予定がある1401団体中) ※ここでいう導入済又は導入予定があるとは、第57図、第58図にある各システムにおいて、1つでも該当する団体を指す。



第60図 システム整備の妨げになっている原因(複数回答)

都道府県 (導入予定なし47団体中) 市区町村 (導入予定なし1337団体中)

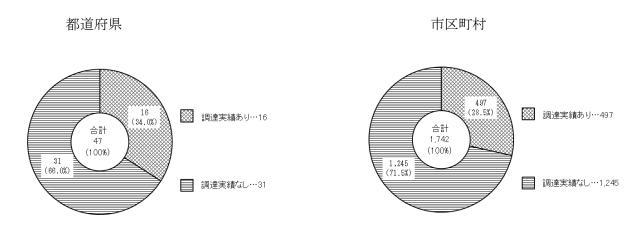
※ここでいう導入予定なしとは、第57図、第58図にある各システムにおいて、1つでも導入予定なしに該当する団体を指す。



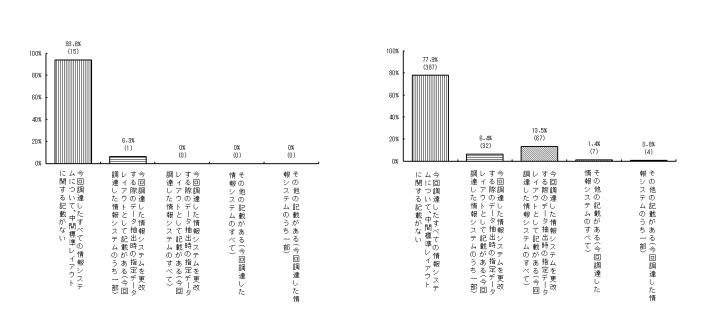
4 中間標準レイアウトを活用したシステム整備

都道府県

第61図 情報システムの調達実績(平成25年度実績)



第62図 調達仕様書への中間標準レイアウトの記載状況 (調達実績あり団体中) (複数回答)

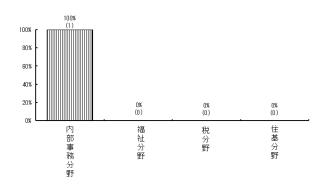


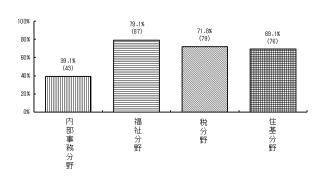
市区町村

第63図 中間標準レイアウトに関する記載がある業務システムの分野(複数回答) (調達仕様書に中間標準レイアウトに関する記載がある団体中)

都道府県 (1団体中)

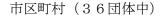
市区町村(110団体中)

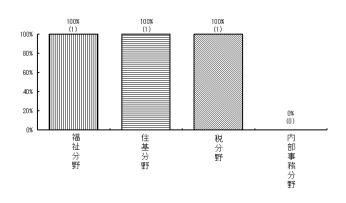


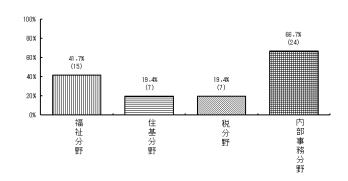


第64図 中間標準レイアウトに関する記載がない業務システムの分野(複数回答) (調達仕様書に中間標準レイアウトに関する記載がある団体で一部しか記載がない団体中)

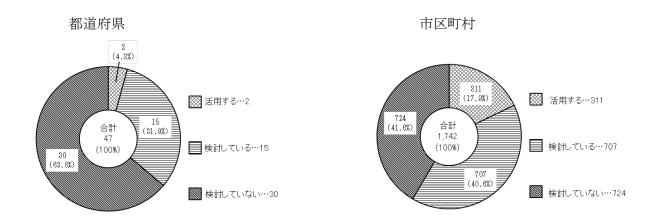
都道府県(1団体中)







第65図 次期システムにおける中間標準レイアウトの活用について



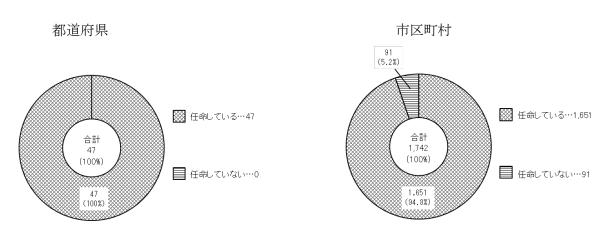
第5節 情報セキュリティ対策の実施状況

1 組織体制・規程類の整備

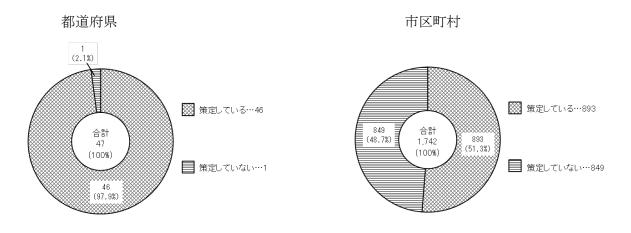
情報セキュリティの責任者や管理者等については、都道府県では全団体、市区町村では 1,651 団体 (94.8%) で任命されている (第66 図)。

また、情報セキュリティポリシーについては、都道府県では全団体、市区町村では 1,704 団体 (97.8%) とほとんどの団体で策定されており (第68図)、都道府県では46団体 (97.9%)、市区町村 では893団体 (51.3%) が、主要な情報資産についてのセキュリティ対策実施手順を策定している (第67図)。

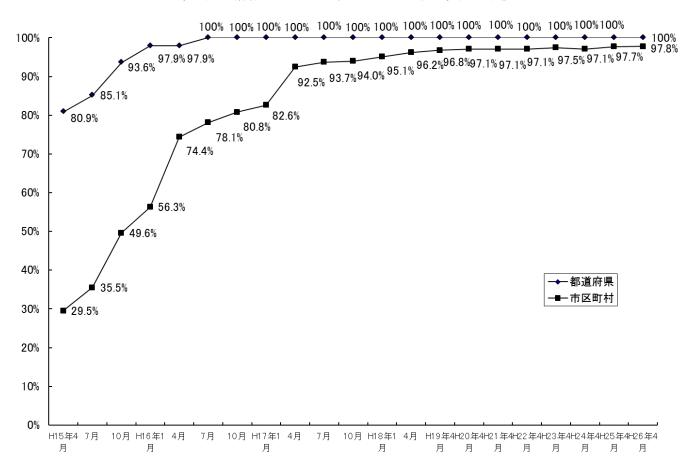
第66図 情報セキュリティの責任者や管理者等の任命の有無



第67図 主要な情報資産についてのセキュリティ対策実施手順の策定の有無

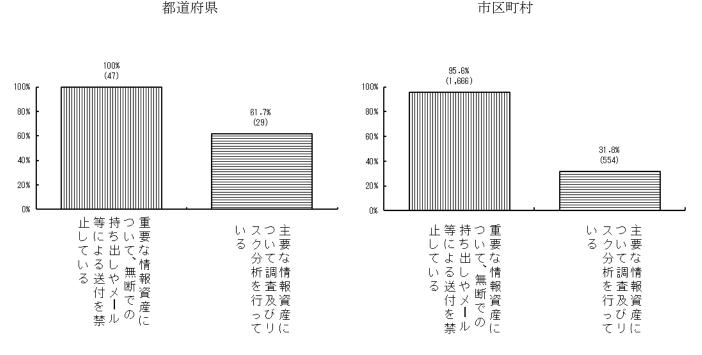


第68図 情報セキュリティポリシーの策定状況の推移



2 情報資産の管理方法

第69図 情報資産の分類と管理方法(複数回答)



3 情報セキュリティ対策の実施

(1) 物理的セキュリティ対策の実施

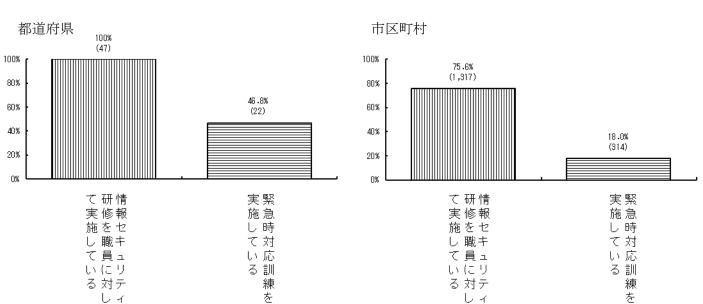
物理的セキュリティ対策については、都道府県では「サーバ等の停電対策」、「サーバ室等の入退室管理」、「重要情報を含む紙媒体の適切な管理」を全団体で実施している。

都道府県 市区町村 100% (47) 100% 100% 97.9% (1,706) 97.9% 99.0% 92.8% (47)(47)(46) (1,725) (1,617)84.3% 100% 100% (1,468)80% 80% 60% 60% 40% 40% 20% 20% 0% 0% 持ち出しをい 実施してい サーバ等の停電対策 実施してい 管理を行っているサーバ室等の入退室 持ち出しを制限しているCDIR、USBメモリなどの 切に管理主要情報を 1理を行っている/―バ室等の入退室 切に管理している要情報を含む紙媒 等の停電対策 USBメモリなどの な合む 制限している

第70図 物理的セキュリティ対策の実施(複数回答)

(2) 人的セキュリティ対策の実施

人的セキュリティ対策については、都道府県においては全団体、市区町村では1,317団体(75.6%)が「情報セキュリティ研修を職員に対して実施」しており、都道府県においては22団体(46.8%)、市区町村では314団体(18.0%)が「緊急時対応訓練を実施」している。

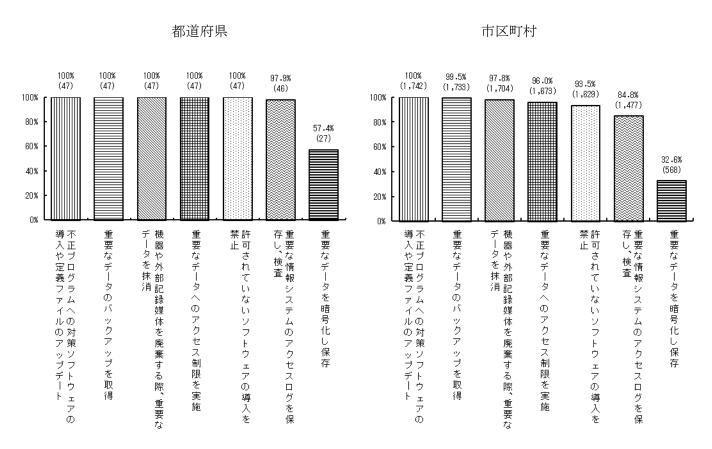


第71図 人的セキュリティ対策の実施(複数回答)

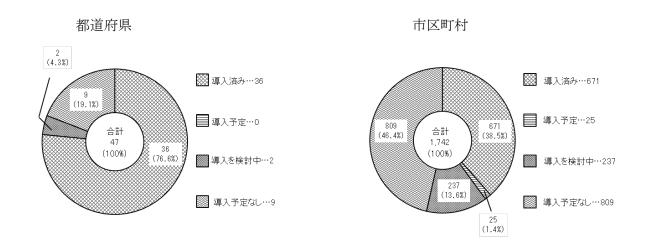
(3) 技術的セキュリティ対策の実施

技術的セキュリティ対策については、「不正プログラムへの対策ソフトウェアの導入や定義ファイルのアップデート」、「重要なデータのバックアップの取得」等を全都道府県で実施しており、市区町村においては「不正プログラムへの対策ソフトウェアの導入や定義ファイルのアップデート」を全団体が行っており、次いで「重要なデータのバックアップを取得」している団体が1,733団体(99.5%)となっている。一方、「重要なデータを暗号化し保存」している団体は、都道府県では27団体(57.4%)、市区町村では568団体(32.6%)とともに少なくなっている。

第72図 技術的セキュリティ対策の実施(複数回答)



第73図 SPF 認証(送信ドメイン認証)の実施状況

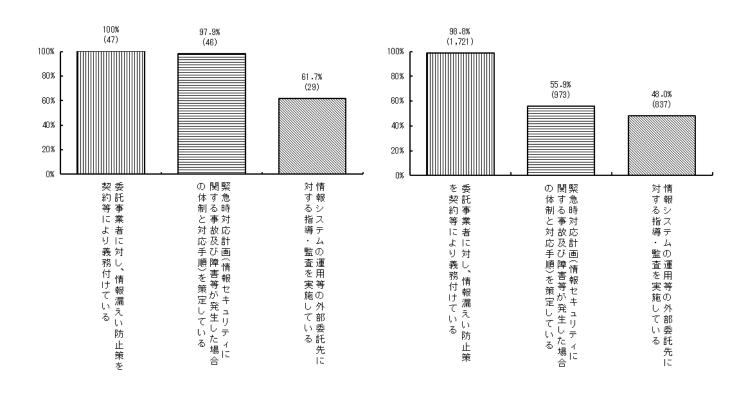


4 情報セキュリティ対策の運用

「委託事業者に対し、情報漏えい防止策を契約等により義務付けている」のは、都道府県では全団体、市区町村では1,721団体(98.9%)である。

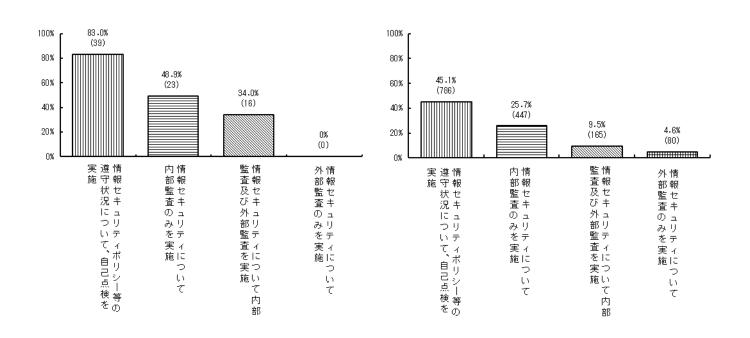
また、緊急時対応計画を策定しているのは、都道府県では 46 団体 (97.9%)、市区町村では 973 団体 (55.9%) であった。

第74図 情報セキュリティ対策の運用(複数回答) 都道府県 市区町村

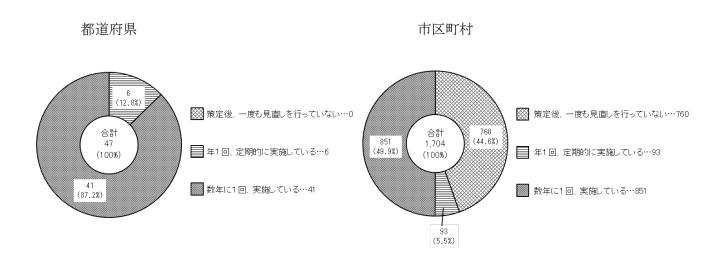


5 情報セキュリティ対策の評価・見直し

第75図 情報セキュリティ対策の評価・見直し 都道府県 市区町村



第76図 情報セキュリティポリシーの見直し状況

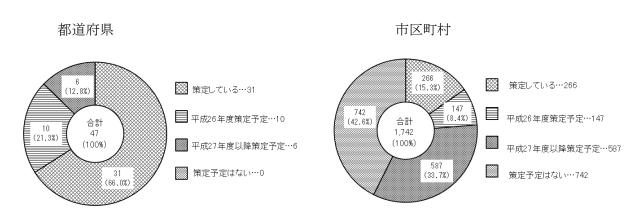


6 情報システムに関する業務継続計画(ICT-BCP)の策定状況

ICT-BCPの策定状況については、都道府県では 31 団体 (66.0%)、市区町村では 266 団体 (15.3%) で策定していた。

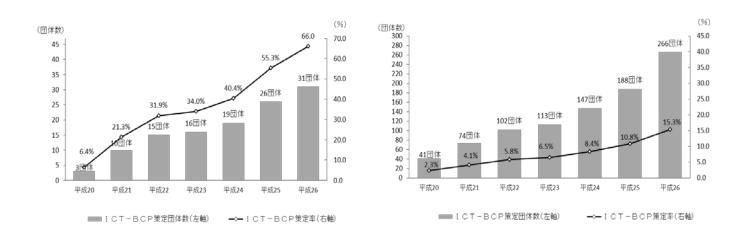
なお、今後策定予定の団体は、都道府県においては16団体、市区町村においては734団体であった。

第77図 ICT-BCPの策定状況



第78図 ICT-BCPの策定率の推移

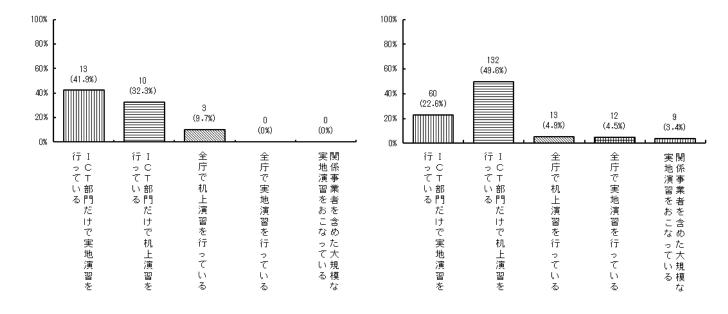
都道府県市区町村



第79図 情報システムに関する業務継続訓練の実施状況(複数回答)

都道府県 (策定している 31 団体中)

市区町村 (策定している 266 団体中)



Ⅲ 個人情報保護対策

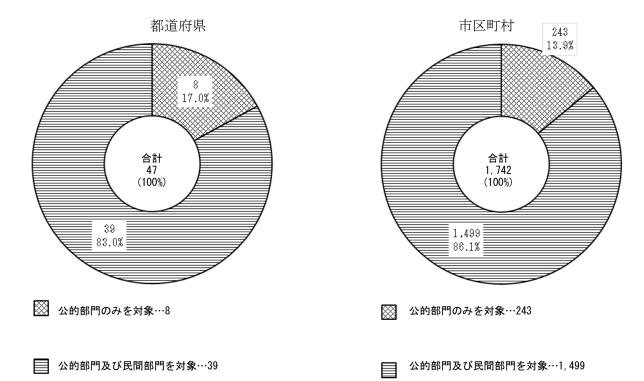
第1節 条例制定の状況

個人情報保護対策等に係る条例の制定率は、都道府県においては平成 15 年度以降、市区町村においては 平成 18 年度以降、100%となっている

1 条例における主な規定内容

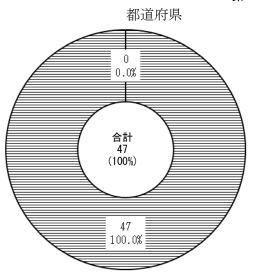
(1) 対象部門 ※規定の対象となる部門の範囲

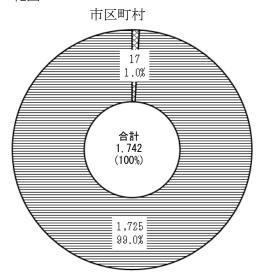
第80図 条例等の規制対象とする部門の範囲



(2) 処理形態の範囲 ※規定の対象となる処理形態の範囲

第81図 処理形態の範囲





電子計算機処理のみを対象…0

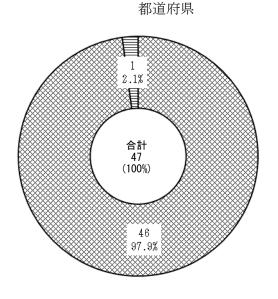
図 電子計算機処理のみを対象…17

マニュアル処理も対象…47

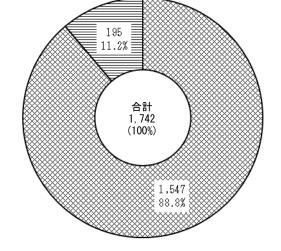
■ マニュアル処理も対象…1,725

(3) 保護の対象種類 ※保護の対象となる情報の種類

第82図 保護の対象種類







◎ 個人に関する情報のみ対象…46

図 個人に関する情報のみ対象…1,547

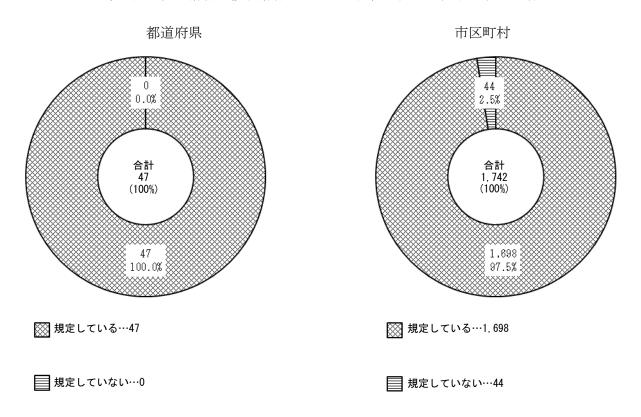
■ 法人等に関する情報も対象…1

■ 法人等に関する情報も対象…195

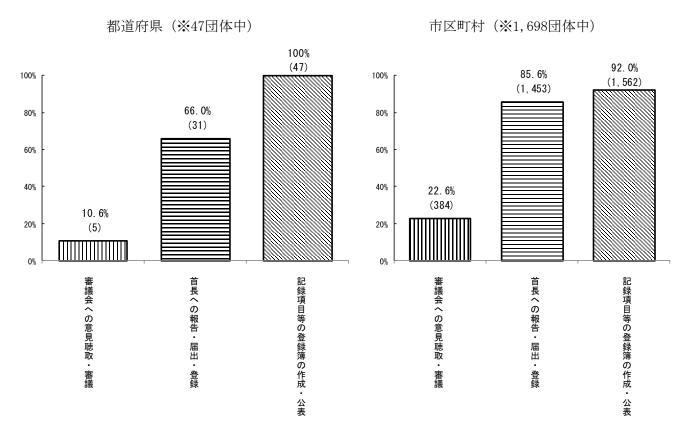
(4) 個人情報を扱う情報システムの設置・変更に関する規定

※個人情報の記録項目を設定又は変更する場合、個人情報の処理に係る業務を開始又は変更する場合等の規定

第83図 個人情報を扱う情報システムの設置・変更に関する規定の有無



第84図 個人情報を扱う情報システムの設置・変更に関する規定

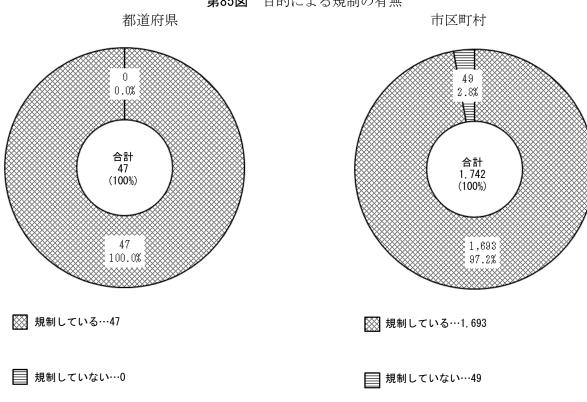


(5) 収集·記録規制

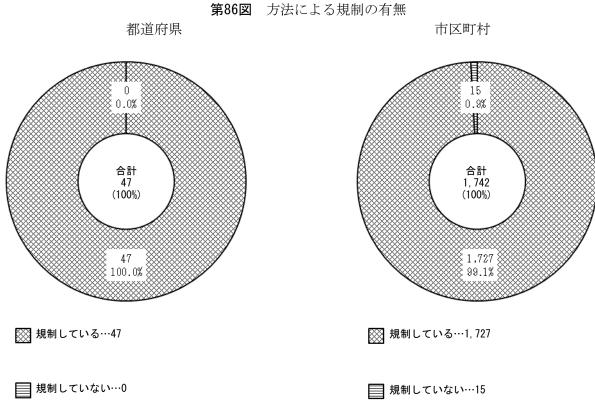
目的による規制

※収集目的や使用目的の観点から情報の収集又は記録を規制する規定

目的による規制の有無 第85図



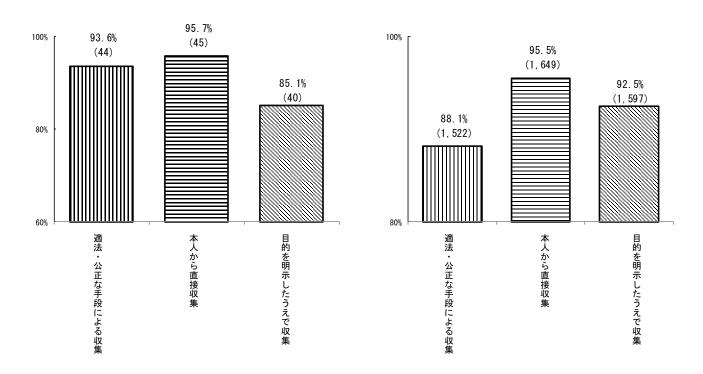
方法による規制 ※収集方法についての規制



第87図 方法による規制

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,727団体中)



ウ 情報の種類による規制

※情報自体の性格から、個人の人格的利益に関わるおそれのある、いわゆるセンシティブな個人情報の収集又は記録の規制

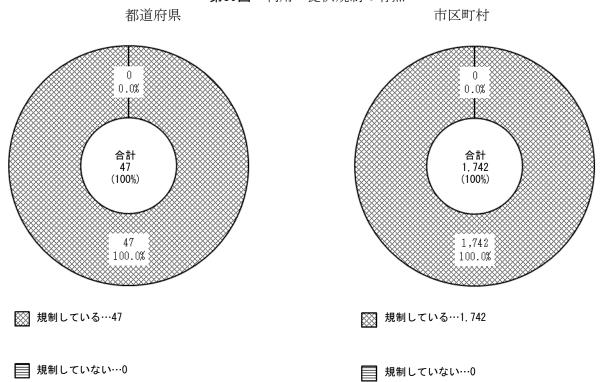
第88図 情報の種類による規制 都道府県 市区町村 0 33 0.0% 1.9% 3 66 6.4% 3.8% 合計 47 (100%) 合計 1,742 (100%) 44 1,643 93.6% 94.3% ◯ 全面禁止…33 全面禁止…0 部分的に禁止(適用除外の規定)…1,643 部分的に禁止(適用除外の規定)…44 規制していない…3 規制していない…66

57

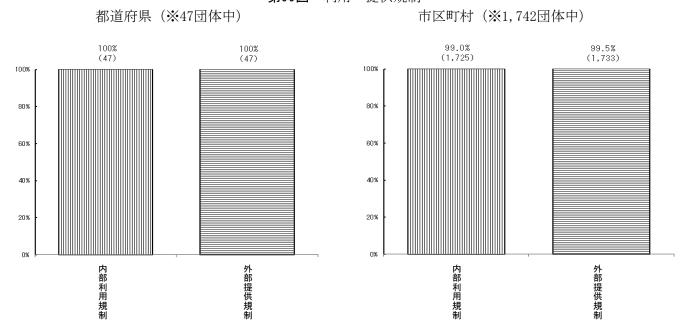
(6) 利用·提供規制

※内部における利用または外部への提供に関しての規制

第89図 利用・提供規制の有無



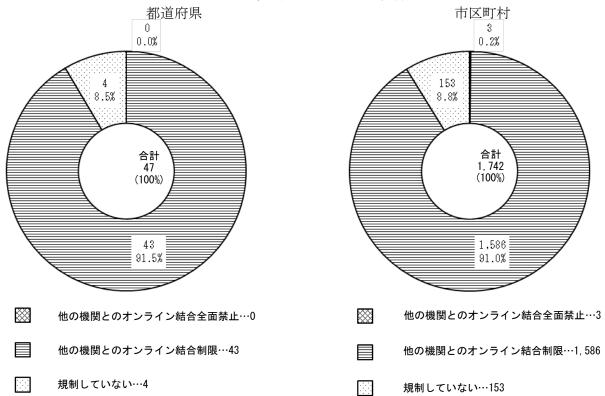
第90図 利用·提供規制



(7) オンライン規制

※国又は他の地方公共団体との、通信回線等を通じた電子計算機の結合に関する規制

第91図 オンライン規制



(8) 維持管理に関する規制 ※個人情報の適正な維持管理のための規制

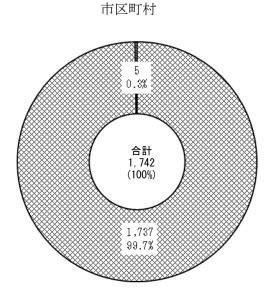
都道府県

第92図 維持管理に関する規制の有無

0 0.0% 合計 47 (100%)

── 規制している…47

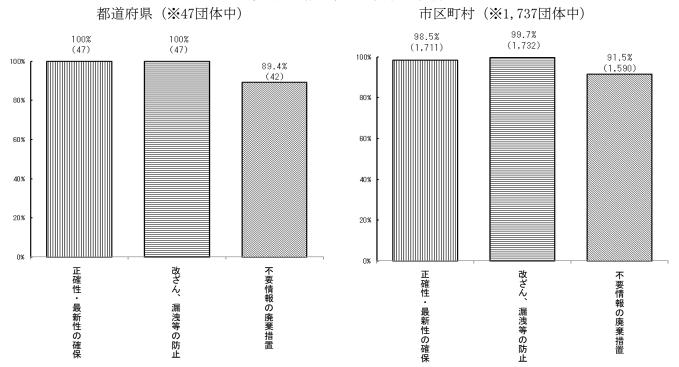
■ 規制していない…0



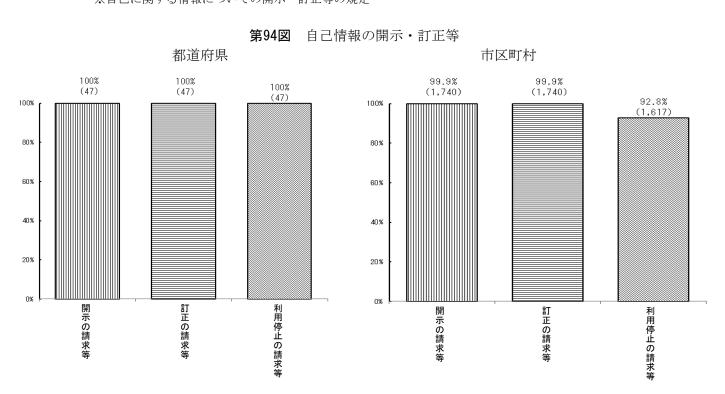
── 規制している…1,737

規制していない…5

第93図 維持管理に関する規制

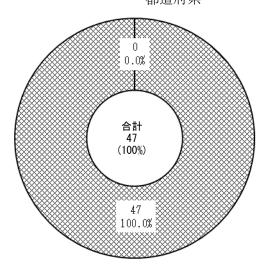


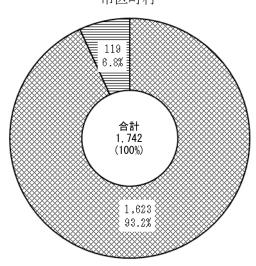
(9) 自己情報の開示・訂正等 ※自己に関する情報についての開示・訂正等の規定



(10) 運用状況、個人情報の処理状況、記録項目等の公表 ※条例の運用状況、電子計算機システムによる個人情報の処理状況、電子計算機システムの 記録項目等についての公表の規定

第95図 運用状況、個人情報の処理状況、記録項目等の公表についての規定の有無 都道府県 市区町村





□ 規定がある…47

◯ 規定がある…1,623

開規定がない…0

| 規定がない…119

(11) 外部委託時の規制

※外部に情報の処理を委託する際、必要な措置を講ずるよう義務づける規定

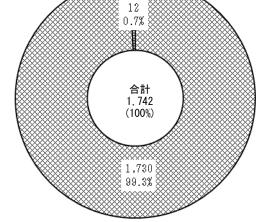
第96図 外部委託時の規制の有無

0 0.0% 47 (100%)

都道府県

市区町村

── 規制している…47



── 規制している…1,730

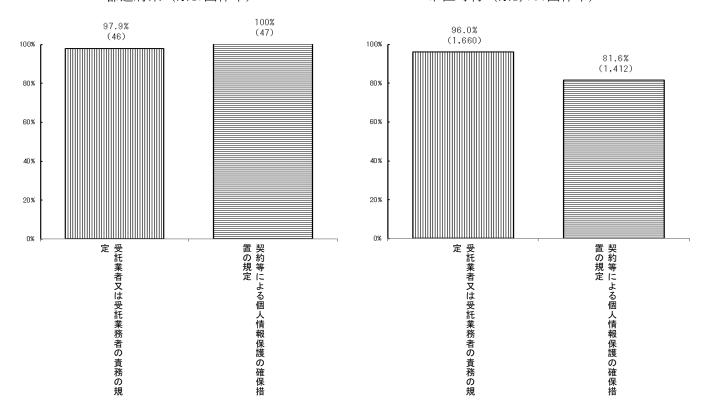
目 規制していない…0

規制していない…12

第97図 外部委託時の規制

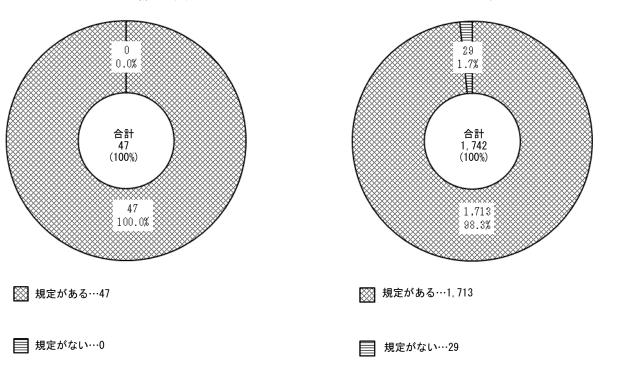
都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,730団体中)



(12) 個人情報処理に係る職員の責務 ※個人情報の処理に関する事務に従事する職員に対し責務を課す規定

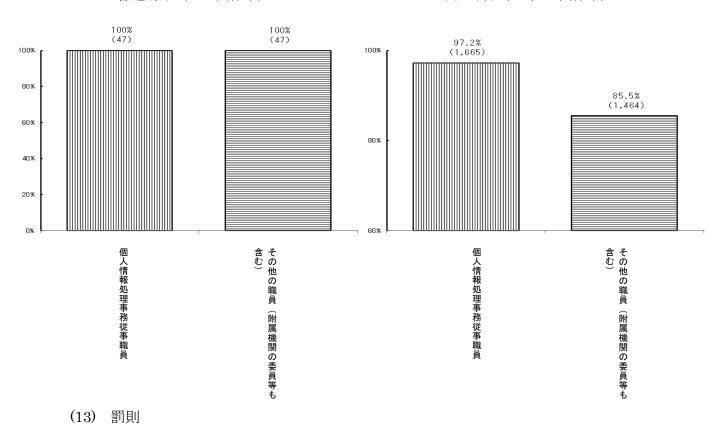
第98図 個人情報処理に係る職員の責務に関する規定の有無 都道府県 市区町村



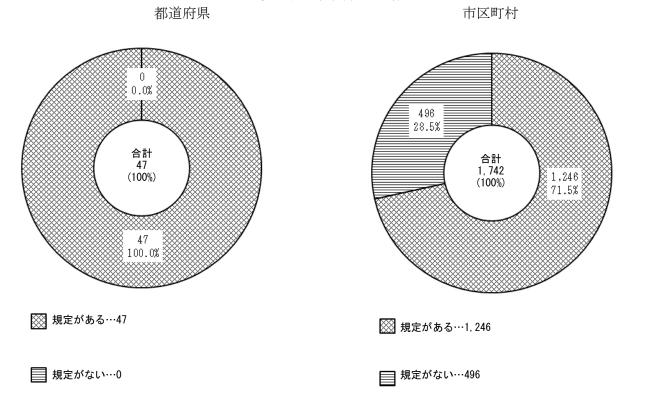
第99図 個人情報処理に係る責務を課した者

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,713団体中)



第100図 罰則規定の有無

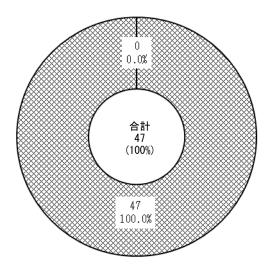


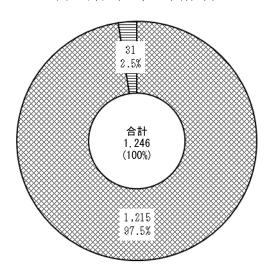
ア 当該地方団体職員対象の罰則

第101図 当該地方団体職員に対する罰則規定の有無

都道府県(※47団体中)

市区町村 (※1,246団体中)





── 規定がある…47

□ 規定がある…1,215

| 規定がない…0

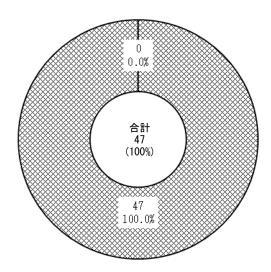
| 規定がない…31

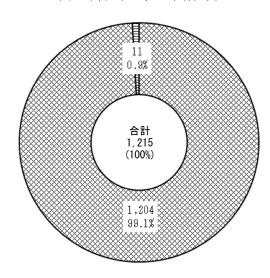
① 懲役·禁錮

第102図 懲役又は禁錮を科する規定の有無

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,215団体中)





◯ 規定がある…47

◯◯ 規定がある…1,204

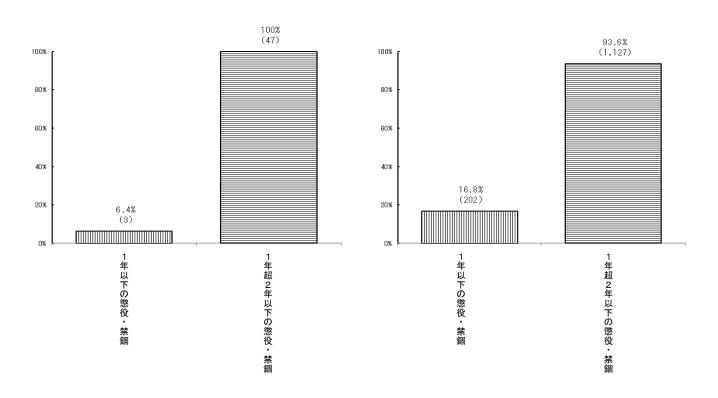
| 規定がない…0

| 規定がない…11

第103図 懲役・禁錮

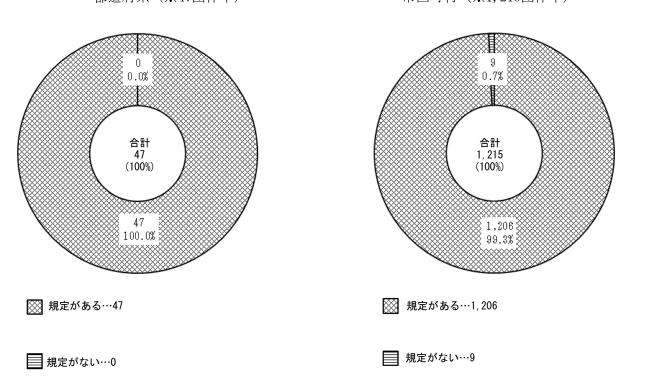
都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,204団体中)



② 罰金·科料

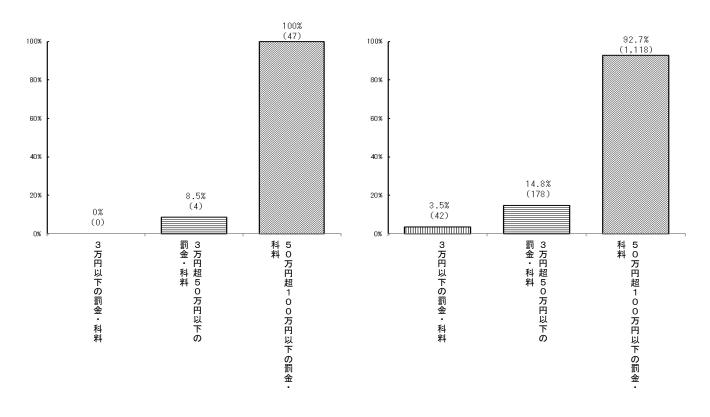
第104図罰金又は科料を科する規定の有無都道府県(※47団体中)市区町村(※1,215団体中)



第105図 罰金・科料

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,206団体中)

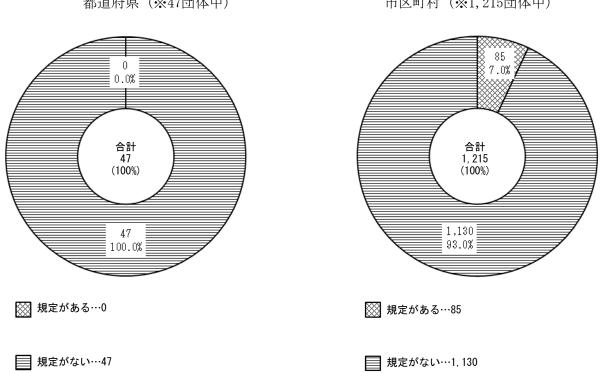


3 過料

第106図 過料を科する規定の有無

都道府県(※47団体中)

市区町村 (※1,215団体中)

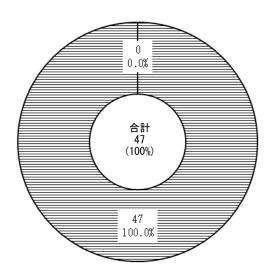


④ その他

第107図 その他の罰則規定の有無

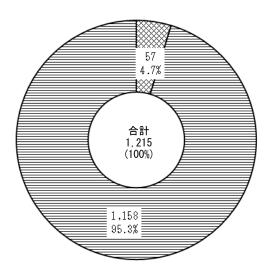
都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,215団体中)



── 規定がある…0

■ 規定がない…47

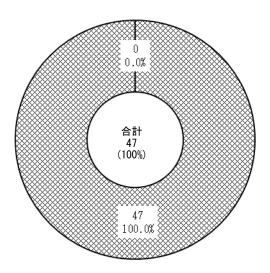


◯ 規定がある…57

■ 規定がない…1, 158

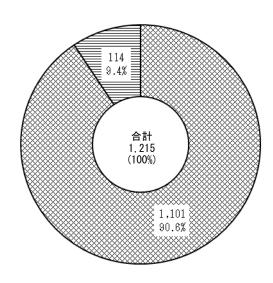
⑤ 濫用不正収集罰則

第108図 職権濫用により不正収集した場合の罰則規定の有無 都道府県(※47団体中) 市区町村(※1,215団体中)



◯ 規定がある…47

| 規定がない…0



── 規定がある…1,101

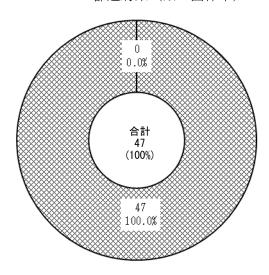
開 規定がない…114

イ 受託業者対象の罰則

第109図 受託業者に対する罰則規定の有無

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,246団体中)



37 3.0% 合計 1,246 (100%)

□ 規定がある…47

□ 規定がある…1,209

| 規定がない…0

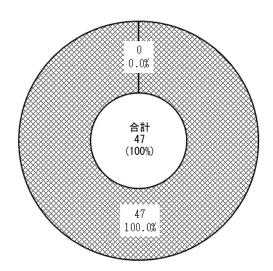
規定がない…37

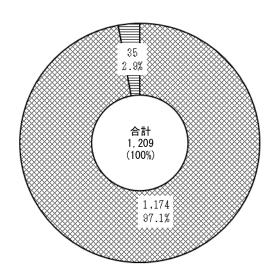
懲役・禁錮

第110図 懲役又は禁錮を科する規定の有無

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,209団体中)





── 規定がある…47

── 規定がある…1,174

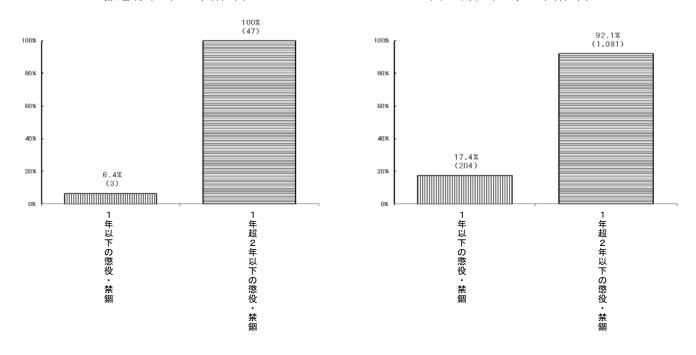
■規定がない…0

■ 規定がない…35

第111図 懲役・禁錮

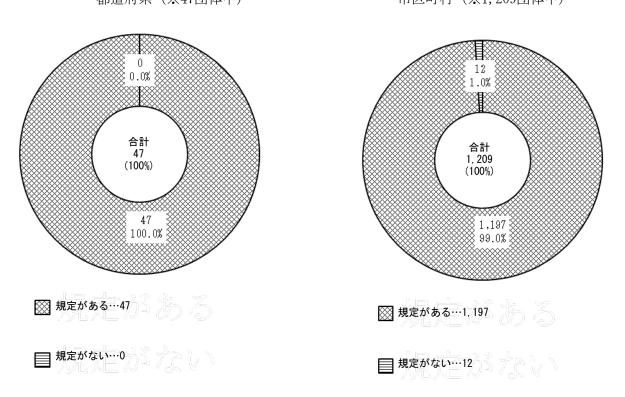
都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,174団体中)



② 罰金・科料

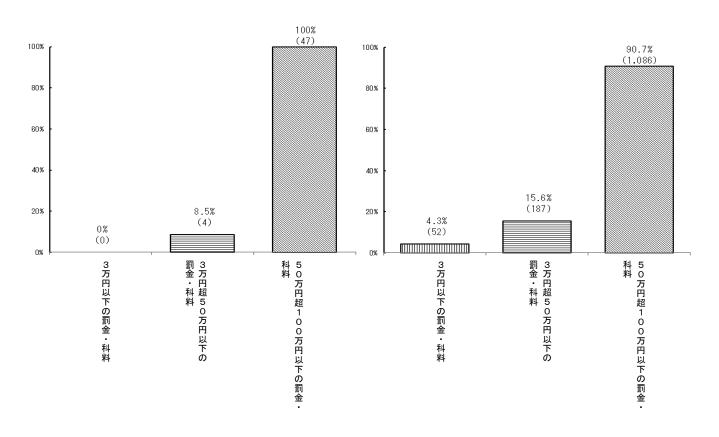
第112図 罰金又は科料を科する規定の有無 都道府県(※47団体中) 市区町村(※1,209団体中)



第113図 罰金・科料

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,197団体中)

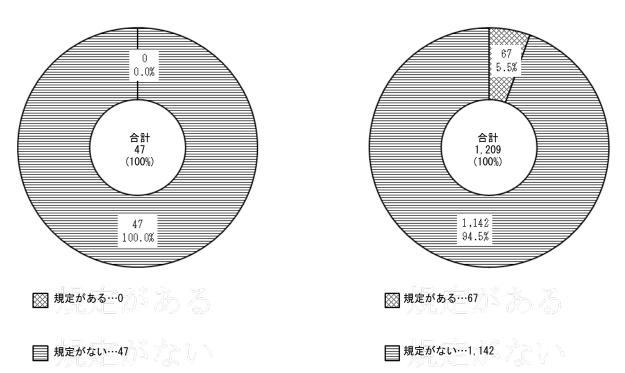


③ 過料

第114図 過料を科する規定の有無

都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,209団体中)

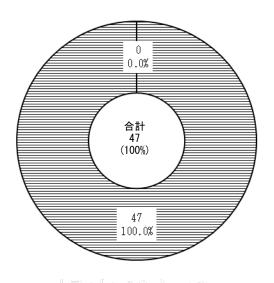


④ その他

第115図 その他の罰則規定の有無

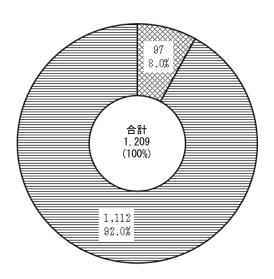
都道府県(※47団体中)

市区町村(※1,209団体中)



□ 規定がある…0

規定がない…47



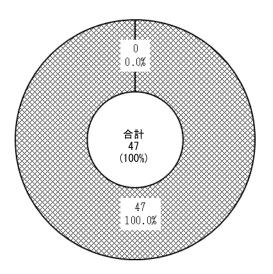
── 規定がある…97

規定がない…1,112

(14) 附属機関の設置

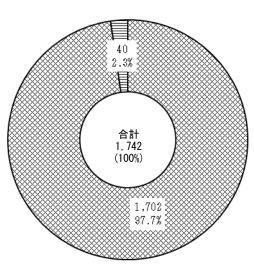
※個人情報保護に関しての附属機関(審議会等)を設置する規定

第116図 附属機関 (審議会等) の設置に関する規定の有無 都道府県 市区町村



⊠ 規定がある…47

規定がない…0



□ 規定がある…1,702

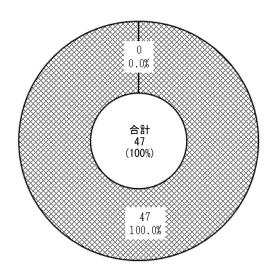
見規定がない…40

(15) 申出等への措置

※当該地方公共団体が行う個人情報の取扱いについて、苦情の処理や不服申立てがあったときの手続の規定

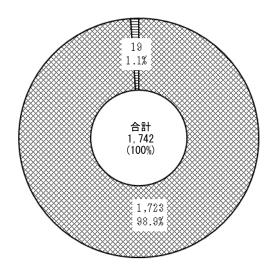
第117図 申出等への措置に関する規定の有無

都道府県市区町村



⊠ 規定がある…47

| 規定がない…0



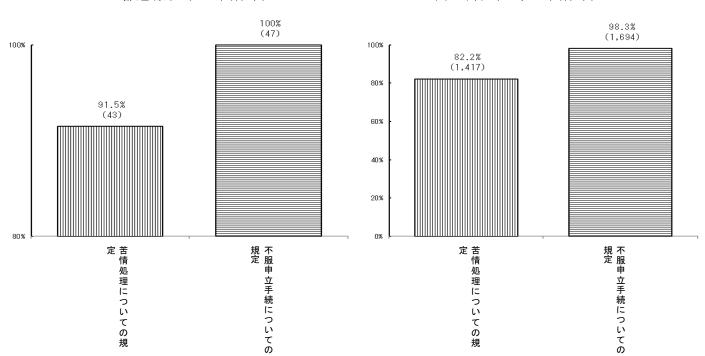
☆ 規定がある…1,723

| 規定がない…19

第118図 申出等への措置

都道府県(※47団体中)

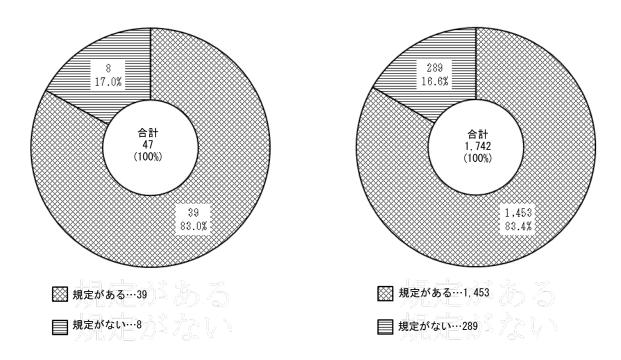
市区町村(※1,723団体中)



2 民間事業者に対する規定

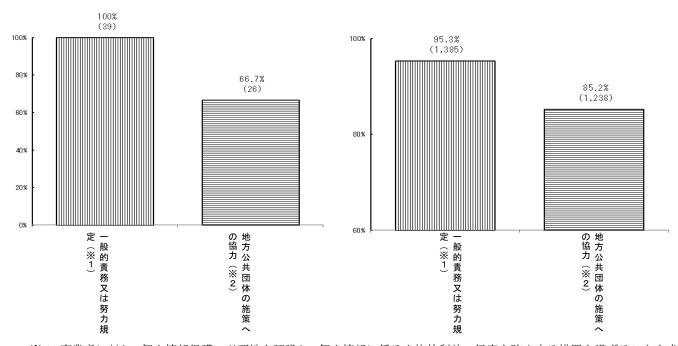
(1) 事業者の責務

第119図 事業者の責務に関する規定の有無 都道府県 市区町村



第120図 事業者の責務

都道府県(※39団体中) 市区町村(※1,453団体中)

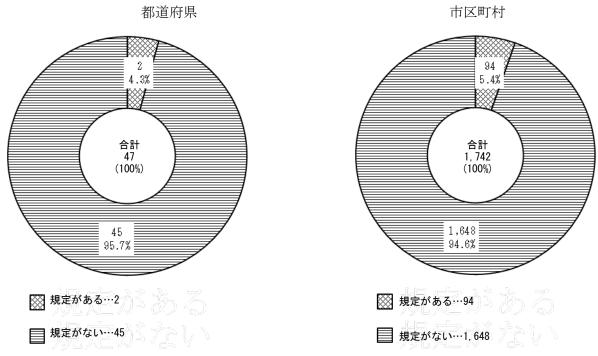


- ※1 事業者に対し、個人情報保護の必要性を認識し、個人情報に係る人格的利益の侵害を防止する措置を講ずることを求めるなど、抽象的な責務又は努力要請の規定
- ※2 地方公共団体が講ずる保護対策に協力する責務を事業者が有する旨の規定

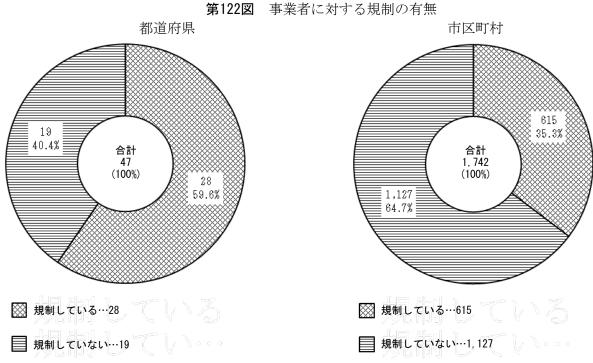
(2) 条例適用上の注意

※事業者の営業の自由等との関連を考慮し、不当に事業者の権利と自由を侵害することがないよう、保護条例 の取扱いに当たって注意を促す規定

第121図 条例適用上の注意を促す規定の有無



(3) 事業者に対する規制



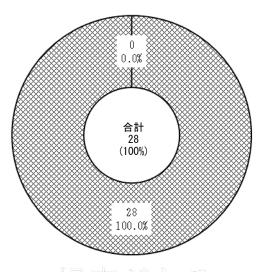
ア 自主的規制の指導・助言

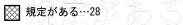
※事業者に対し、その責務を遂行させるために必要な措置を指導・奨励する規定

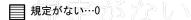
第123図 自主的規制の指導・助言を行う規定の有無

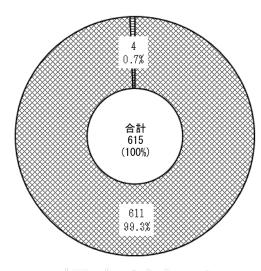
都道府県(※28団体中)

市区町村(※615団体中)









□ 規定がある…611

規定がない…4

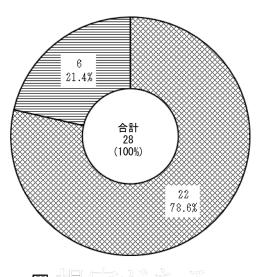
イ 指針の作成

※事業者が講ずるべき保護対策の指針を地方公共団体が作成する旨の規定

第124図 指針を作成する規定の有無

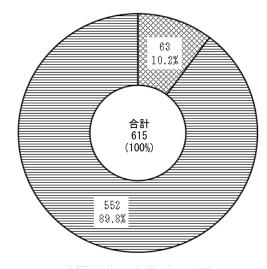
都道府県(※28団体中)

市区町村(※615団体中)



── 規定がある…22

規定がない…6



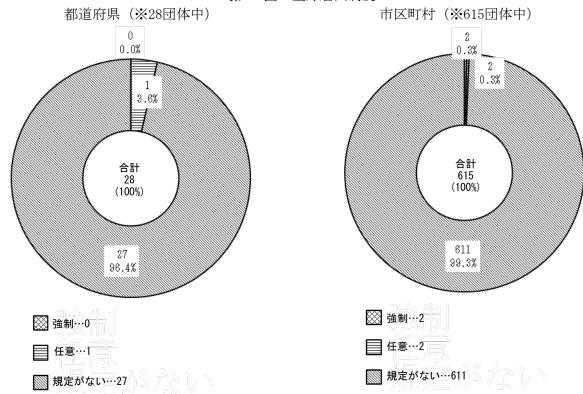
── 規定がある…63

規定がない…552

ウ 登録届出制度

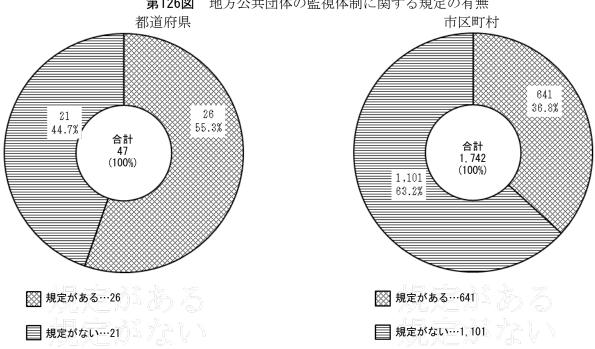
※事業者の個人情報の保有状況、取扱方法等の概要等を地方公共団体が備える登録簿に登録し、これを住民に 公開する旨の規定

第125図 登録届出制度



(4) 地方公共団体の監視体制 ※事業者に対する地方公共団体の監視体制の規定

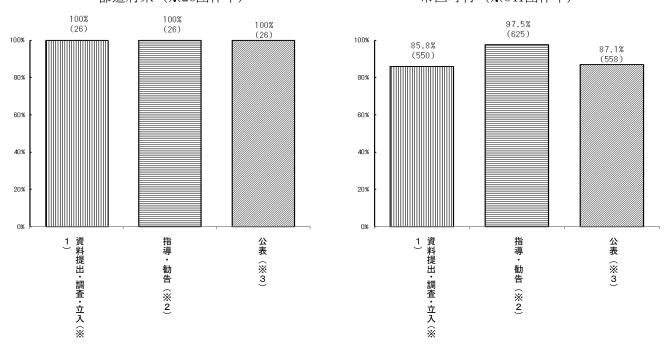




第127図 地方公共団体の監視体制

都道府県(※26団体中)

市区町村(※641団体中)

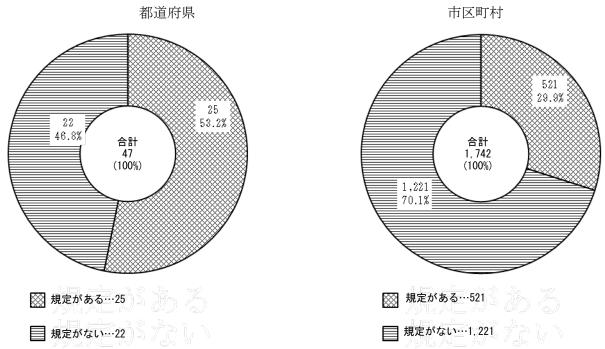


- ※1 事業者がその責務規定等に違反するおそれがある場合等に、事業者に対し地方公共団体が行う資料提供・調査・立入 調査等への協力を要請する旨の規定
- ※2 事業者がその責務規定等に違反していると認められる場合等に、当該行為の是正、中止等について指導・勧告を行う ことができる旨の規定
- ※3 事業者が資料提供・調査・立入調査等の協力要請や指導・勧告に従わない場合に、当該事業者名やその経緯を公表で きる旨の規定

(5) 苦情の処理

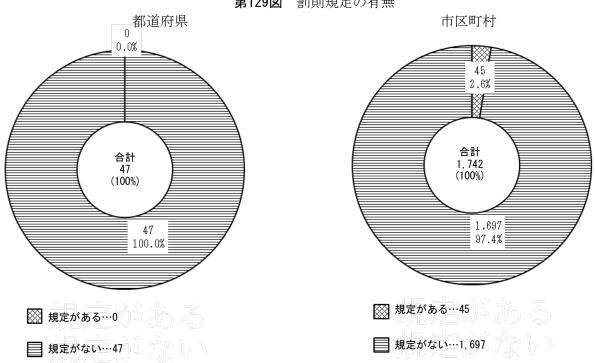
※事業者の活動に起因する個人情報に係る人格的利益の侵害に関する住民の苦情に対応する ため地方公共団体内に苦情相談窓口を置くなどの規定

第128図 苦情の処理についての規定の有無



(6) 罰則

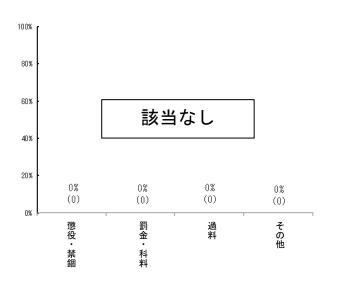
第129図 罰則規定の有無

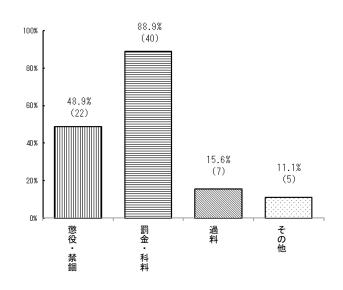


都道府県(※該当無し)

第130図 罰則

市区町村(※45団体中)

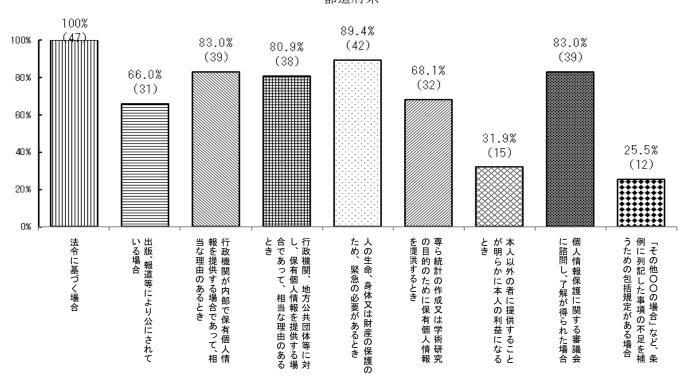




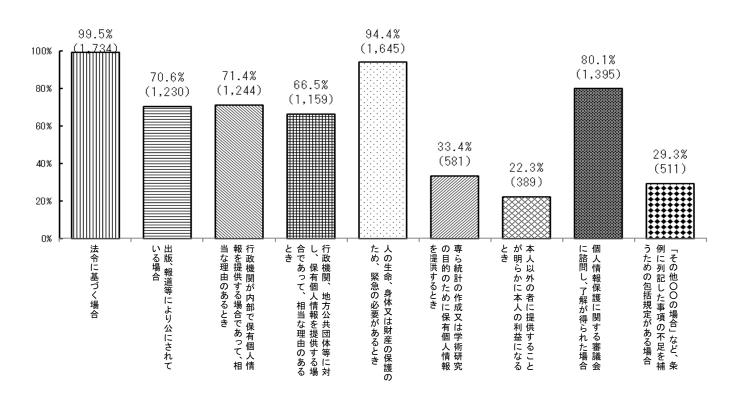
第2節 目的外使用等

※個人情報保護の条例において本人の同意が得られなくても個人情報を当該地方公共団体の内部において情報の収集目的 や使用目的以外の目的のために利用することができる場合や当該地方公共団体の外部に提供することができる旨が定めら れている場合

第131-1図 目的外使用等(複数回答) 都道府県

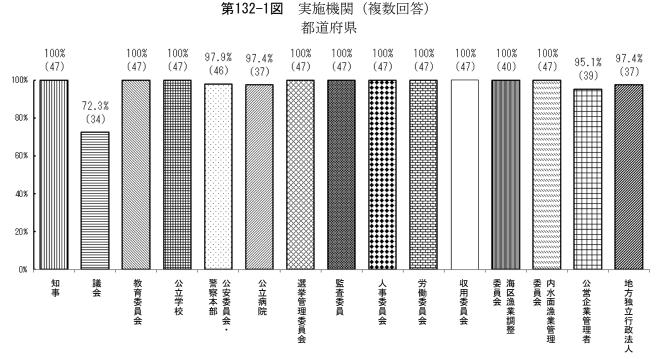


第131-2図 目的外使用等(複数回答) 市区町村

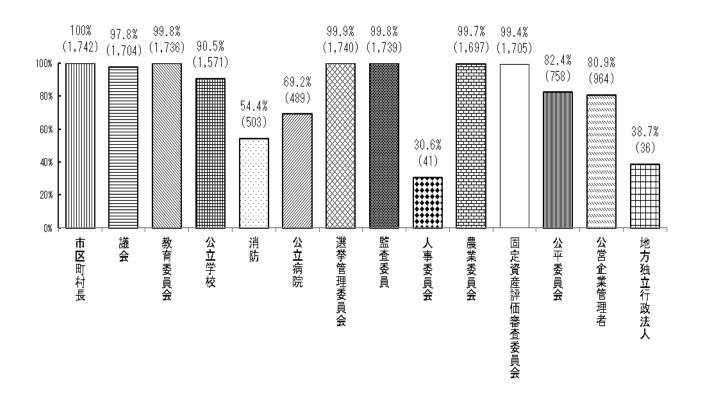


第3節 実施機関

※個人情報保護の条例において、条文の中で実施機関としている場合 (機関を有していない団体は下図に含まれない)



第132-2図 実施機関(複数回答) 市区町村



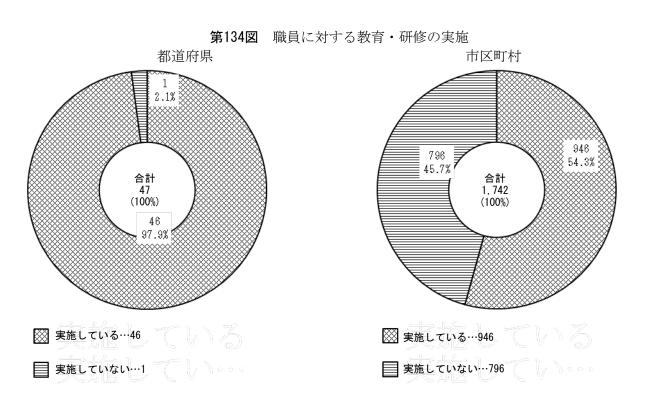
第4節 個人情報保護に関する体制整備等

(注) 対象期間:平成24年4月1日~平成26年3月31日

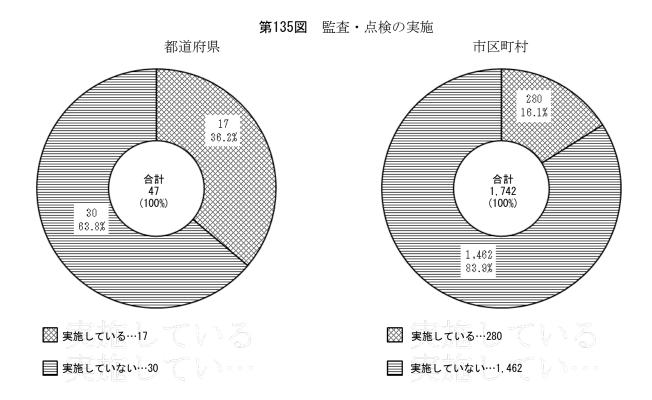
1 個人情報保護に関する管理体制の整備

第133図 個人情報保護に関する管理体制の整備 都道府県 市区町村 100% 100% 80% 80% 57.4% (27) 52.2% (910) 60% 60% 41 .7% (727) 29.8% 40% 40% (14) 20% 20% 指定との責任者の の指定団体を統括する責任者 の指定団体を統括する責任者 指定との責任者の

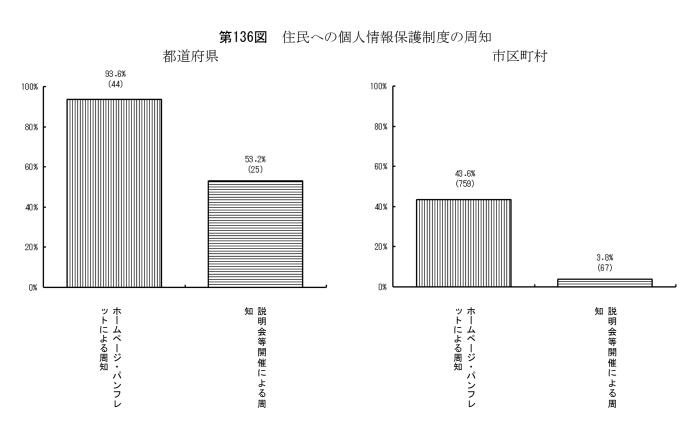
2 職員に対する教育・研修の実施



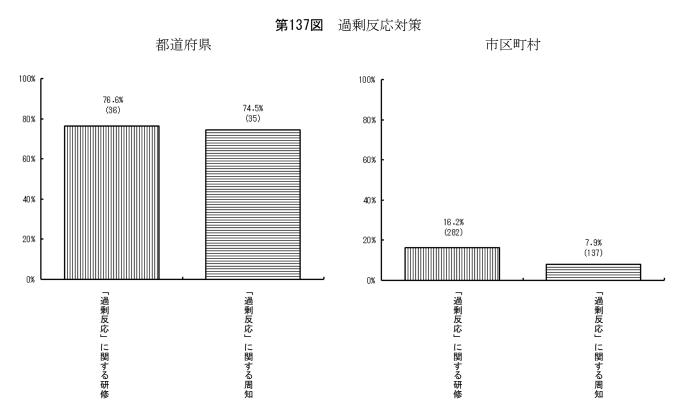
3 監査・点検の実施



4 住民への個人情報保護制度の周知



5 過剰反応対策



(注)「過剰反応」とは条例や法律に対する誤解等に起因して必要とされる個人情報の提供が行われなかったり、各種名簿の作成が中止されたりすること。

凡 例

- 1 本書で扱うコンピュータ用語等の定義は以下のとおり。
 - (1) CIO (Chief Information Officer) :経営戦略の一部としての情報化戦略の立案・実行、適切な情報技術に基づく経営戦略の提案、情報技術を活用しての組織や業務プロセスの改革、組織のIT資産(人材、ハードウェア、ソフトウェアなど)の管理や調達を最適化することなどをその役割とする最高情報責任者のこと。
 - (2) CIO補佐官:業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、CIO及び各所管部門の長(業務改革関係部門、情報システム統括部門)に対する支援・助言等を行うことができる者。単なるコンピュータ担当職員とは異なる。
 - (3) C I S O (Chief Information Security Officer): コンピュータシステムやネットワークのセキュリティ対策や、機密情報や個人情報の管理などを統括する最高情報責任者のこと。
 - (4) ネットワーク管理者:職員のうち、行政全般及び情報通信ネットワーク技術に関する高度な専門的知識を有する者。当該地方公共団体の全てのネットワークにおける開発、設定の変更、運用、更新等並びに情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者。本書においては、CIO補佐官と同義に扱っている。
 - (5) EA (Enterprise Architecture) :組織の構造と機能を体系化・記述し、全体と構成要素の相互関係を明らかにしたうえで、組織活動の全体最適化を行うこと。
 - (6) LAN (Local Area Network) (構内通信網):同軸ケーブル、光ファイバー等を使って、同じ建物等の中にあるコンピュータやプリンタ等を接続し、データをやり取りするネットワーク。
 - (7) LGWAN (Local Government Wide Area Network) : 地方公共団体を結ぶ行政専用のWAN。
 - (8) 情報系ネットワーク: 庁内に敷設されているLANのうち、一般に、インターネットへのアクセス、メール等の利用、イントラネットとして全庁的な情報共有などのために用いられるネットワークのこと。
 - (9) 業務系ネットワーク: 庁内に敷設されているLANのうち、一般に、特定業務、特定システムのため に敷設されたネットワークのこと。内部業務に用いられているものが多い。
 - (10) 電子掲示板:参加者すべてが読み書きできる電子的な掲示板サービスのことを指し、インターネット上にWebサイトの形態で提供されているもの。
 - (11) VoIP (Voice over IP): IP技術を利用して音声を通信する技術。IP電話などに利用されている。
 - (12) SNS (Social Network Service): 一般的なウェブサイトとは異なり、すでに加入している人が招待することにより参加する形式としたことで、現実社会でのつながりのある会員から構成されるウェブコミュニティ。地域SNSは新しい住民参画のツールのひとつとして期待されている。
 - (13) RSS (RDF Site Summary/Rich Site Summary/Really Simple Syndication): ホームページのニュースや新着情報など更新された情報をまとめ、RSSリーダと呼ばれるソフトウェアにリアルタイムに配信する機能のこと。
 - (14) CMS (Content Management System):ホームページのテキストやグラフィックなどの素材を統合的に管理し、更新・配信するソフトウェア。定型的に素材を登録することで、ホームページの情報が半自動的に更新されることから、一貫性のあるサイト構築が実現でき、ユーザビリティの向上につながるほか、リンクの変更・削除などの管理や公開日時の設定の機能を持つものもある。
 - (15) JIS X 8341-3:2010: 主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人がウェブコンテンツを利用するときに、情報アクセシビリティを確保し、向上させるために、ウェブコンテンツを企画、設計、制作・開発、検証及び保守・運用するときに配慮すべき事項について規定。
 - (16) e 文書条例:民間事業者等に対して条例や規則で課している書面(紙)による保存等に代わり、電磁的記録による保存等を行うことを容認する条例のこと。
 - (17) GIS (Geographic Information System):地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持った

データ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能とする技術。「統合型GIS」とは、庁内LAN等のネットワーク環境のもとで、庁内で供用できる空間データを「共用空間データ」として一元的に整備・管理し、各部署において活用する庁内横断的なシステム(技術・組織・データの枠組)である。

- (18) ASP (Application Service Provider) · SaaS(Software as a Service):ネットワークを通じて、アプリケーション・ソフトウェア及びそれに付随するサービスを利用させること、あるいはそうしたサービスを提供するビジネスモデルを指す。(ASPとSaaSは特に区別しない。)
- (19) 基幹系業務: 基幹系業務とは「住民情報≪注1≫」、「税」、「国保」、「年金」、「福祉≪注2 ≫」等の業務を指す。
 - ≪注1≫住民情報とは「住民記録」、「印鑑証明」、「外国人登録」、「学校教育」、「宛名管理」、 「選挙人名簿」等を指す。
 - ≪注2≫福祉とは「介護保険」、「高齢者福祉」、「障害者福祉」、「生活保護」、「児童手当」 「母子健診」、「乳幼児医療」等を指す。
- (20) BPR (Business Process Re-engineering):既存の組織やルールを抜本的に見直し、職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計、再構築することで業務改革を行うこと。
- (21) レガシーシステム:開発事業者独自のオペレーションシステムを搭載した汎用コンピュータ、オフコンを使用したシステム及びこれらに接続するためのシステム。
- (22) オープンシステム:応札する多くの事業者がシステム開発・導入や運用保守に参画できるシステム 環境であり、他社システムと円滑に連携できるシステム。オープン化の効果としては、競争入札によ る開発・改修等のコスト削減、システムの柔軟性・拡張性の向上などが挙げられる。
- (23) モジュール化:本調査においては、関連の調達案件を分割することをいう。情報システムの調達コスト削減や、中小IT企業が参画する機会の拡大につながることが期待できる。
- (24) SLA (Service Level Agreement): 契約を行う際に、あらかじめ、事業者から提供されるサービスの内容と範囲、品質に対する要求(達成)水準を明確化して、合意しておくこと。また、その基準と合意を明文化した文書、契約書のこと。
- (25) 地域情報プラットフォーム標準仕様:自治体や民間企業などの情報システムが相互に接続・連携できるようにあらかじめ各々のシステムが準拠しておくべきルールを定めたもの。
- (26) 情報セキュリティポリシー:地方公共団体が保有する情報資産の情報セキュリティ対策について、各地方公共団体が総合的・体系的かつ具体的に取りまとめたもの。情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのかについての基本的な考え方、並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を規定する。
- (27) バックアップ:データの写しを取って別の記録媒体に保存すること(データはシステム上のデータまたは紙ベースでの書類のコピー等)。
- (28) I C T-B C P: 災害や事故を受けても、I C T 資源を利用できるよう準備しておき、応急業務の実効性や通常業務の継続性を確保する計画。
- (29)中間標準レイアウト:自治体の業務システムにおいて、旧システムから取り出したデータを新システムで使用するために用いる、標準化されたデータの表現形式
- (30) Lアラート(公共情報コモンズ):地方公共団体が発信する災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関する情報を電子データとして一元化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアに効率的に情報を提供することで、地域住民に迅速かつ正確な情報提供を可能とするもの。
- 2 その他本書で用いている用語の定義は以下のとおり。
 - (1) 情報主管課の職員・要員の範囲は、以下のとおりとした。
 - ① 所属職員
 - 一般事務職員:情報主管課に所属する正規職員

任期付職員:IT関係の識見者としてシステムの開発について助言・指導、企画、システム設計及び

契約・調達等を行うため、期間を定めて採用した所属職員。

② 外部委託等による要員

区 分	職務内容
システム管理者	コンピュータ・システムや通信ネットワークを管理する責任者で、ユーザー・ アカウントやパスワードの設定、ユーティリティ管理、ディスク・スペース 管理、ネットワーク管理などを行う。
プログラマ・SE	プログラマとは SE が設計した仕様内容に従って、プログラムのコーディング作成を主とするエンジニアである。 SE とは組織の業務を処理するためのコンピュータ・システムのシステム解析、開発設計から導入計画を行うエンジニアである。
オペレータ	データベースや情報サービスなどで、システム全体が正常に機能するよう、電子計算機を 管理する運用者。
キーパンチャ	データ入力を主な作業とする者。

(2) 情報主管課の経費の範囲については、以下のとおりとした。

費用区分

区分	費用內容
機器購入費	パソコン・ケーブル・ハブ等、機器の購入に要した費用(安全対策機器は含まない。)
レンタル・リース	機器のレンタル・リースに要した費用
回線使用料	外部接続等回線の使用料
機器・ソフトの保守料	機器・ソフトの保守に必要な費用、ソフトのレンタル・購入費用
外部委託等による 要員人件費	庁内で勤務する外部委託等による要員の人件費
委託費	運用・開発の外部委託費
安全対策費	安全対策機器・設備の購入費
各種研修費用	研修に要した費用
サービス利用料	ASP・SaaS等のクラウドサービスを利用するための費用
その他	消耗品(プリンタのトナー等)費・負担金等、上記以外の費用

参考:電子自治体に関する近年の主要な取組

		総務省自治行政局における取組など	法	律の施行、政府全体のIT政策・電子政府など(参考)
平成11年			12月	ミレニアム・プロジェクト (新しい千年紀)
(1999年) 平成12年 (2000年)	8月	自治省地域IT推進本部設置 IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針 地域IT推進のための自治省アクション・プラン	7月 9月 11月	情報セキュリティ対策推進会議の設置 情報通信技術(IT)戦略本部/IT戦略会議の設置 各省庁アクション・プラン取りまとめ IT基本戦略 重要インフラのサイバー対策に係る特別行動計画 自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進 に関する政府の取組方針
平成13年 (2001年)	7月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの策定 統合型の地理情報システムに関する全体指針・整備指針電子政府・電子自治体推進プログラム総合行政ネットワークの運用開始地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(中間報告)電子自治体推進パイロット事業(13年度~15年度)		高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)の施行 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本 部)設置 e-Japan戦略の策定 申請・届出等手続のオンライン化にかかる新アクション・ プラン
平成14年 (2002年)	5月 8月	LGPKI (組織認証基盤) の運用開始 「共同アウトソーシング電子自治体推進戦略」(経済財政 諮問会議で発足) 住民基本台帳ネットワークシステムの稼動 統合型の地理情報システムに関する運用指針・活用指針	7月	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の施行GISアクションプログラム2002-2005(地理情報システム)アクションプラン2002-各府省の行政手続の電子手続等の電子化推進に関するアクション・プラン-のとりまとめ各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議の設置
平成15年 (2003年)	8月	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(一部改定)地方公共団体における申請届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(第二版)公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドラインの策定電子自治体推進指針の策定住民基本台帳カードの交付開始電子行政推進国・地方公共団体協議会の設置総務省電子政府・電子自当ケイ進車基準の設置地方公共団体情報セキュリティ生理基準の東に共同アウトソーシング事業(15年度~)地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドラインの策定	7月	行政手続オンライン化関係三法の施行 ・行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律 ・行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律 ・電子署名に係る地方公共団体の認証業 務に関する法律 e - Japan戦略Ⅱの策定 電子政府構築計画の策定 各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議の設置
平成16年 (2004年)	3月 4月	公的個人認証サービスの開始 全地方公共団体が「総合行政ネットワーク」に接続 電子自治体のシステム構築のあり方に関する検討会発足 日韓電子政府・電子自治体交流会議	6月	電子政府構築計画の改定
平成17年 (2005年)	6月	ICTを活用した地域社会への住民参画のあり方に関する研究会発足 自治体ISACの具体化のための調査研究会発足(18年3月最終報告) 地方公共団体の情報セキュリティレベルの評価に係る制度 の在り方に関する検討会発足(18年3月最終報告) 住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会発足 (18年3月最終報告)	4月	地方税電子申告システム (eLTAX) 運用開始 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術 の利用に関する法律(e-文書法) の施行 個人情報の保護に関する法律の完全施行 情報セキュリティ政策会議の設置
平成18年 (2006年)	7月 9月	業務・システム刷新化の手引き公表(自治体EA事業) 住民参画システム利用の手引き公表 電子自治体オンライン利用促進指針策定 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関する ガイドライン(全部改定) 自治体ISAC実証実験開始 公的個人認証サービスの利活用のあり方に関する検討会 発足 Web2.0時代の地域のあり方に関する研究会発足	2月 3月 8月	IT新改革戦略の策定 第一次情報セキュリティ基本計画 オンライン利用促進のための行動計画 電子政府推進管理室(GPMO)発足 電子政府評価委員会発足 電子政府推進計画の策定 電子政府推進計画の策定 電子署名にかかる地方公共団体の認証業務に関する法律の 一部を改正する法律の施行
平成19年 (2007年)	3月 5月 6月 7月	システム効率化ベストプラクティス公表 新電子自治体推進指針策定 自治体CEPTOAR創設 電子自治体推進のための住民アンケートと改善のポイント 公表 住民基本台帳に係る電算処理の委託等に関する検討会発足 地方公共団体におけるセキュリティ監査に関するガイドラ インの公表(全部改定) 地方公共団体におけるITガバナンスの強化ガイド公表 オンライン利用促進ワーキンググループ及びセキュリティ ワーキンググループ設置	3月	「セキュリティの日」創設 GISアクションプログラム2010策定 電子政府推進計画の改定 地理空間情報活用推進基本法施行

平成22年(2010年)	7月 10月	地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドラインの公表 台治体クラウド推進本部設置 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(一部改定) 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(一部改定)	5月	「情報セキュリティ月間」創設 新たな情報通信技術戦略の策定 国民を守る情報セキュリティ戦略 新たな情報通信技術戦略工程表の策定 新成長戦略(閣議決定)
平成23年 (2011年)		自治体クラウド推進本部有識者懇談会とりまとめの公表 自治体クラウドへの取組を支援するため、特別交付税によ る地方財政措置を創設	8月	電子行政推進に関する基本方針 新たなオンライン利用に関する計画
平成24年 (2012年)		災害に強い電子自治体に関する研究会発足 中間標準レイアウト仕様の公表		地理空間情報活用推進基本計画の策定 政府CIO任命
平成25年 (2013年)	7月	地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画 (ICT-BCP) 初動版サンプルの公表 電子自治体の取組みを加速するための検討会発足 番号クラウド推進プロジェクトチーム発足		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律の成立 世界最先端IT国家創造宣言
平成26年(2014年)	10月	電子自治体の取組みを加速するための10の指針策定 地方公共団体における情報セキュリティ対策の向上に関す る研究会発足 「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォ ローアップ検討会発足	6月	「経済財政運営と改革の基本方針2014」 「「日本再興戦略」改訂2014] 「世界最先端 I T国家創造宣言」(改定)
平成27年 (2015年)	3月	「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」フォローアップ検討会報告書公表 情報セキュリティポリシーガイドラインを改定		